

# うるま市国土強靱化地域計画

令和4年3月  
うるま市



## 目次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	3
第4節	市の概況	3
第2章	基本的な考え方	8
第1節	想定リスク	8
第2節	基本目標	23
第3節	事前に備えるべき目標	23
第4節	国土強靱化を推進する上での基本的な方針	24
第5節	SDGs との関係	27
第3章	脆弱性評価	28
第1節	脆弱性評価の考え方	28
第2節	リスクシナリオの設定	29
第3節	施策分野の設定	30
第4節	脆弱性評価の結果	31
第4章	推進方針	34
目標1	人命の保護が最大限図られる	34
目標2	発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	50
目標3	発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する	71
目標4	発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	74
目標5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	77
目標6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	82
目標7	制御不能な二次災害を発生させない	85
目標8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	92
目標9	孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する	99
第5章	計画の推進	100
第1節	計画の推進	100
第2節	進捗管理	100
第3節	計画の見直し	100

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 策定の趣旨

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。

国においては、大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった事後対策の繰り返しを避け、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)を制定した。平成 26 年6月に基本法に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、平成 30 年 12 月には近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ基本計画の変更を行うなど、国土強靱化を推進してきた。

沖縄県(以下「県」という。)においては、平成 31 年3月に沖縄県国土強靱化地域計画(以下「県計画」という。)を策定し、沖縄における国土強靱化を推進していくこととしている。

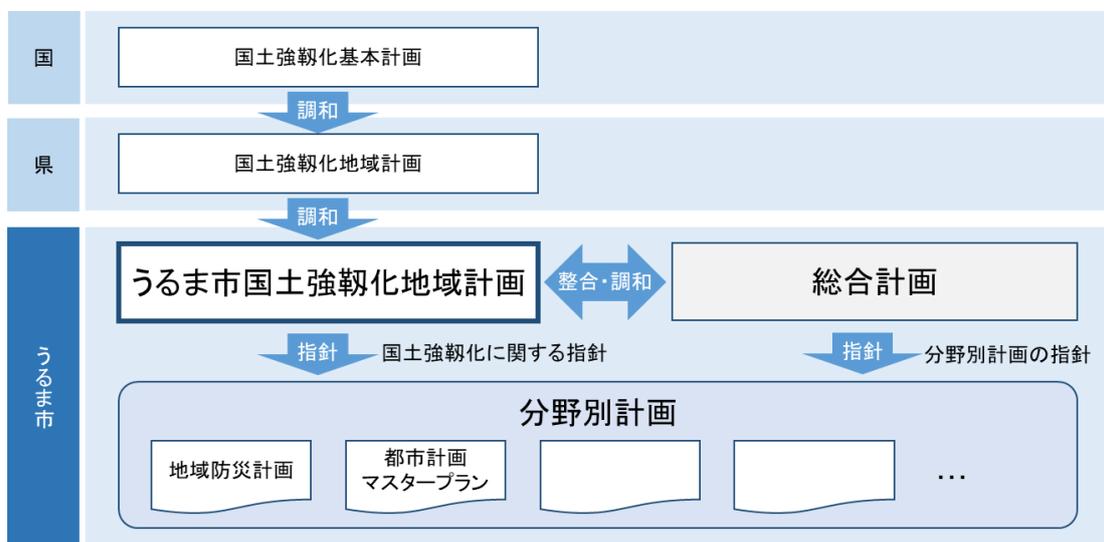
うるま市(以下「市」という。)においても、国や県の国土強靱化の取組と調和を図りながら、強靱な地域づくりを着実に推進していくため、うるま市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定する。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。市の最上位計画である総合計画と調和・整合を図りながら、各分野別計画の国土強靱化に関する指針となるものである。

基本法第 14 条に基づき基本計画との調和を保ちつつ、市域の強靱化に向けた連携・役割分担を図るため、県計画とも調和が保たれたものとする。

### 【市の国土強靱化地域計画の位置付け】



地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係について、計画の性質、根拠法、検討アプローチ、主な対象フェーズ、施策の設定方法の観点で対比すると下表のとおりとなる。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や台風などの「リスク」を特定し、「地震・津波編」や「風水害等編」としてリスクごとに計画が立てられている。主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担のほか、予防対策、応急対策及び復旧対策として発災前後の対応が定められている。

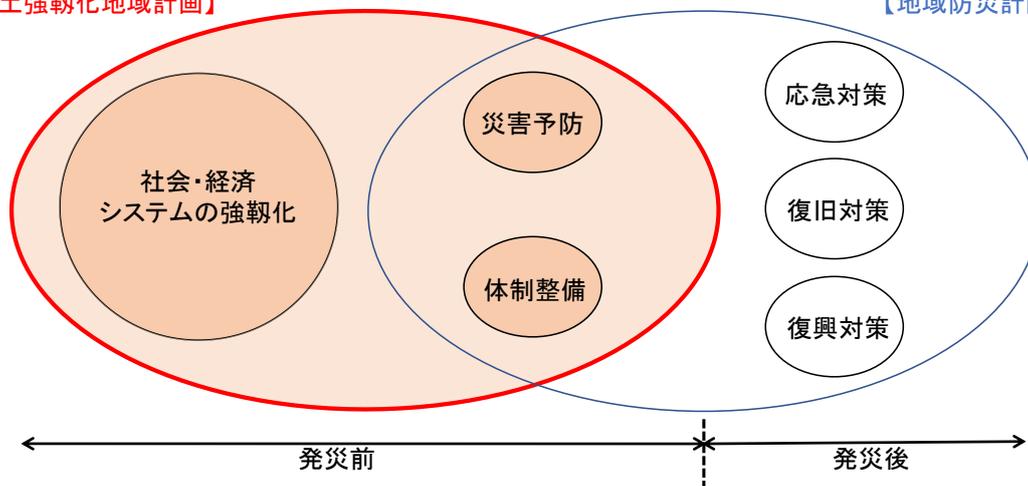
本計画は、基本法に基づくものであり、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を明らかにし、脆弱性評価を行った上で、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策をまとめたものである。

### 【国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係】

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の性質	強靱なまちづくりのための指針を示す計画 (平時における施策を位置付ける)	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して計画を検討	災害の種類ごとに計画を検討
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

#### 【国土強靱化地域計画】

#### 【地域防災計画】



### 第3節 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和4年度から概ね5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

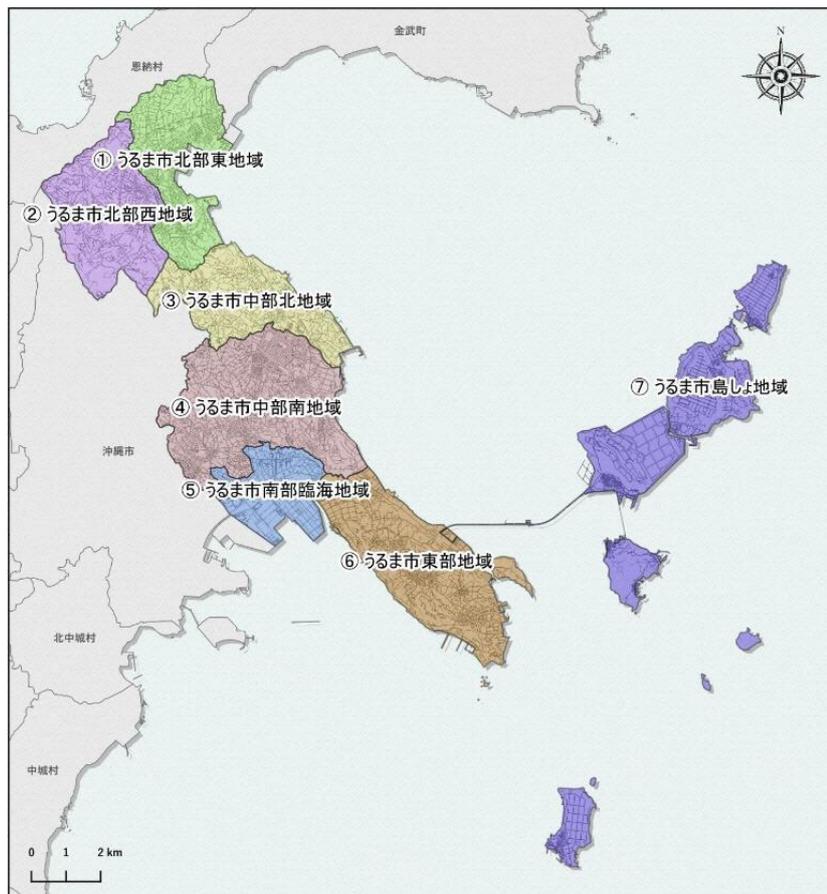
### 第4節 市の概況

#### 1 位置・地勢

市は、総面積が87.02㎢(国土地理院2016(平成28)年)で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、県都那覇市から約25kmの距離にある。東に金武湾、南に中城湾の両湾に面している。

丘陵地の広がる石川地域と金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の10の島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれている。また、沖縄本島中部で唯一の有人離島である津堅島がある。

地域区分については、地域の成り立ちや社会的、経済的、文化的諸条件、そして、身近な生活圏における市土の利用の観点から、計7つの地域区分としている。



出典：うるま市総合計画

## 2 人口状況

市の人口は年々増加している。年齢3区分別に見ると、年少人口(15歳未満の人口)は長期的には減少傾向にあるが、2020(令和2)年国勢調査では、増加に転じている。生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)は2015(平成27)年を除いて、増加傾向にある。老年人口(65歳以上の人口)は全国的な傾向と同様に増加している。

世帯数については、1995(平成7)年と比較して増加しているものの、一世帯当たりの人員は減少している。



出典：うるま市総合計画

### 3 産業構造

市の産業別就業人口を見ると、第1次産業については2000(平成12)年から一貫して減少傾向にある。一方、第2次産業及び第3次産業は2010(平成22)年の国勢調査までは減少傾向にあったが、2015(平成27)年の国勢調査で増加に転じている。

また、2016(平成28)年の経済センサス活動調査によると、市にある事業所数は4,368事業所で、従業者数が37,062人となっており、2012(平成24)年と比較すると、事業所数は58事業所(1.3%)減少している一方、従業者数は5,476人(17.3%)増加している。

市の産業別市内総生産額の推移を見ると、第1次産業は横ばい、第2次産業及び第3次産業は増加している。2018(平成30)年度の市内総生産額は約3,043億円で、2009(平成21)年度の約2,209億円と比較すると834億円増加している。



出典：うるま市総合計画

#### 4 米軍施設・区域等の概況

県内の 33 箇所ある米軍施設のうち、7箇所が市に所在し、米軍専用施設・区域及び自衛隊基地は、市面積の約 7.7%を占める。

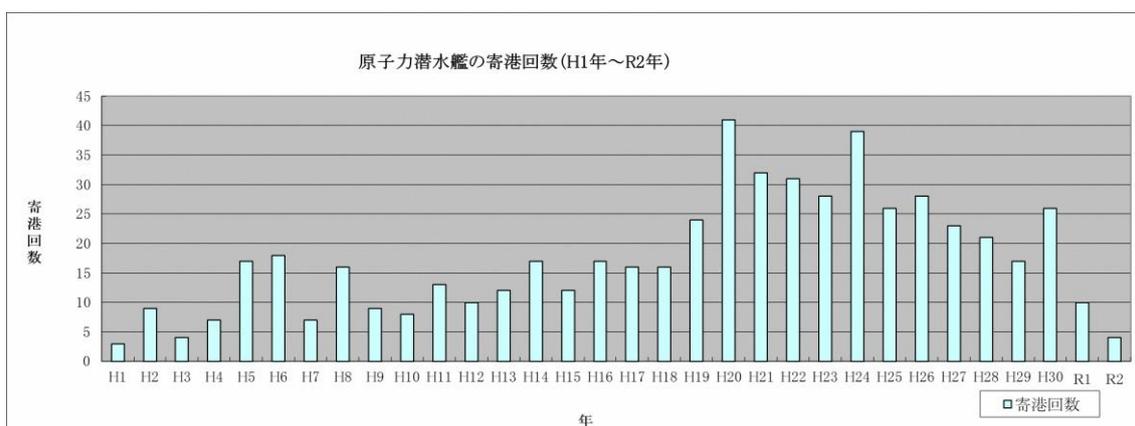


出典:うるま市総合計画

また、勝連半島の先端部に位置するホワイト・ビーチ地区は、神奈川県横須賀市、長崎県佐世保市とともに国内で原子力軍艦が寄港する米軍基地であり、同地区には、復帰後 604 回(令和3年1月7日現在)原子力軍艦が寄港している。

近年の寄港回数は、以下の通りである。

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
回数	41	32	31	28	39	26	28	23	21	17	26	10	4



出典:うるま市 HP「原子力軍艦の年間別寄港回数」

市は、これまで原子力軍艦寄港に伴う放射能漏れの不安や東日本大震災における原子力発電所の放射能事故の及ぼす甚大な被害から、原子力軍艦のホワイト・ビーチへの寄港中止を関係機関に要請している。また、原子力軍艦の寄港を容認している国の責任において避難訓練の実施や放射能防護器材等の整備を求めている。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 想定リスク

本計画では、大規模自然災害に備えるという基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、大規模自然災害を想定する。個別の大規模自然災害リスクについては、以下のとおりである。

#### 1 地震

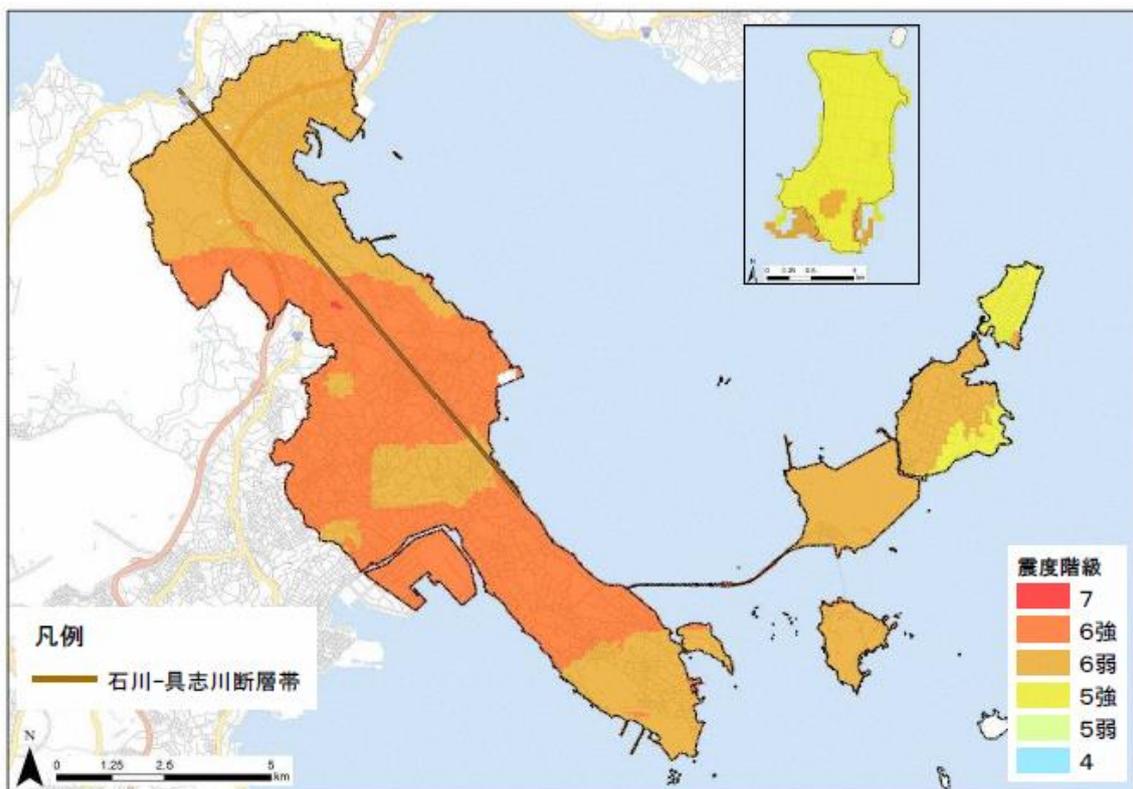
複数の想定地震のうち、市に対して最も大きな影響を与えると考えられる地震を、本計画の想定災害の条件とする。

##### (1) 想定地震の概要

###### ①地震時に想定される揺れの概要

石川-具志川断層による地震を対象災害として想定する。具志川地区、与勝地区及び中城湾港新港地区を中心として、広い範囲で震度6強の揺れとなる。栄野比の一部において、震度7の揺れとなる区域がある。

また、石川地区、与勝地区南部、平安座島、浜比嘉島、宮城島の一部では震度6弱の揺れが中心となっている。伊計島、津堅島では震度5強の揺れが中心となっている。



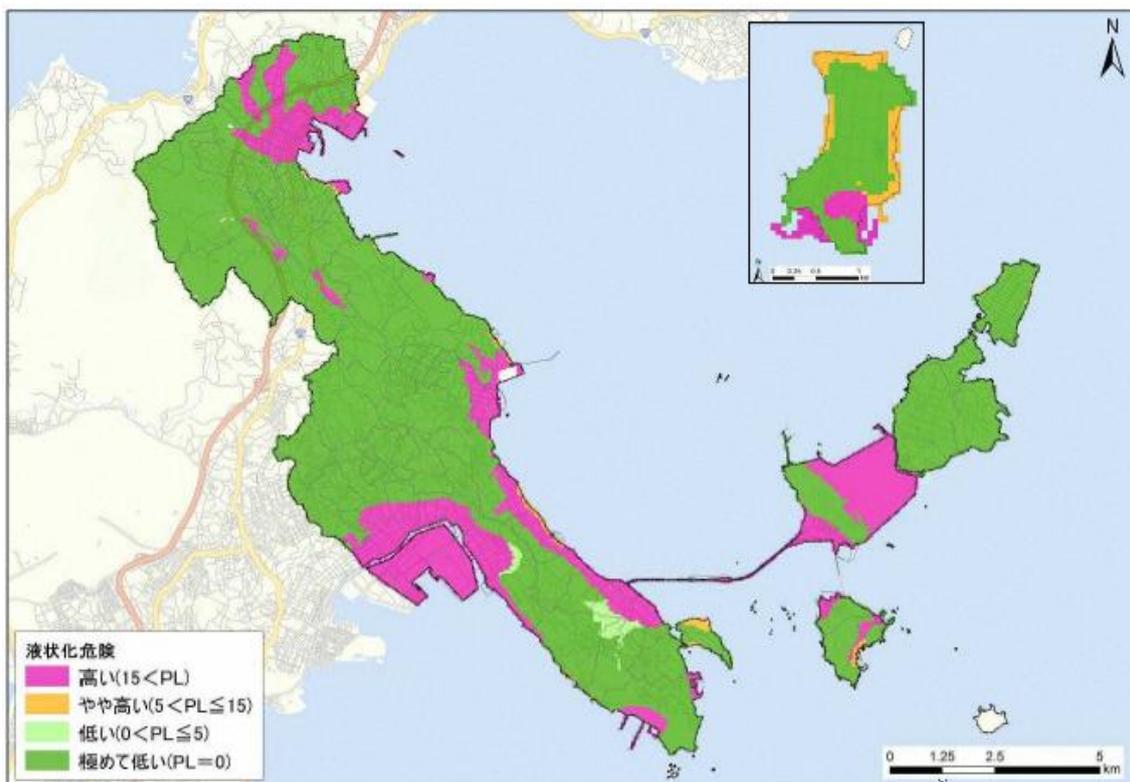
出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

図 想定地震（石川-具志川断層による地震）

②想定地震による液状化被害の概要

沖縄本島南東沖地震3連動を対象災害として想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等を中心に液状化危険度の高い地域が分布している。



出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

図 想定地震による液状化（沖縄本島南東沖地震3連動）

## (2) 地震時に想定される被害の概要

### ①想定地震による建物被害の概要

市域では、震度6弱以上の揺れが想定される区域が広く分布している。震度6強の区域では、特に旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日までに建築確認を受けた建物)を中心として、被害が拡大する可能性がある。

### ②想定地震(揺れ、液状化)による被害の概要

想定地震での揺れ、液状化による被害の概要は以下のとおりである。

表 想定被害結果(石川-具志川断層系地震)

地区名	揺れ		液状化	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
沖縄県	12,527	27,097	1,568	1,979
うるま市	4,603	7,681	277	348

出典:うるま市地域防災計画

### ③想定地震(揺れ)による社会基盤施設等への被害

地震時の揺れは、建物倒壊による建物利用者への直接的な被害のほか、道路施設の損壊(落橋等)や周辺道路の閉塞等の被害を及ぼす可能性がある。特に緊急輸送道路や避難所等に至る道路等の重要な路線の被災により機能低下することは、被害をより拡大させる可能性がある。

### ④想定地震(液状化)による社会基盤施設等への被害

液状化が発生する地域では、建物の沈下・傾斜や道路の陥没、地下埋設物を中心としたライフラインへの影響等の被害が発生する可能性がある。市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、危険度が高い区域において重点的な対応が必要である。

### ⑤想定地震(揺れ)による高齢者への影響

高齢者数(65歳以上人口)が150人以上の町丁目が市内に広く存在しており、一部では500人以上となる地区もある。

市内は、広い範囲で震度6弱以上となることが想定されており、地震発生時の避難行動も広い範囲で発生すると考えられる。特に高齢者は、避難行動において支援等が必要となる可能性がある。

## 2 津波

「沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)」による被害想定調査結果を参考に、市の津波災害を想定する。

なお、複数の想定津波※のうち、市に対して最も大きな影響を与えられとされる津波を、本計画の想定災害の条件とする。

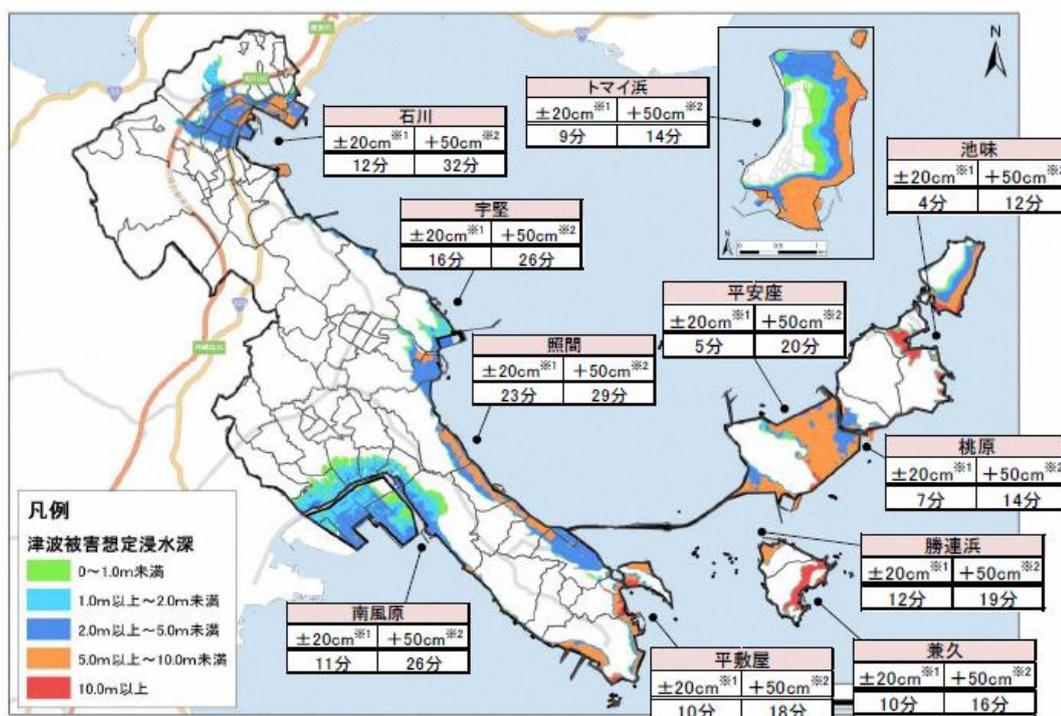
※「沖縄県津波被害想定調査報告書」では、15 ケースの津波について想定されているが、各津波の確率規模については整理されていないため、市への影響が最大となる津波を対象とすることとした。

### (1) 想定津波

#### ① 想定津波による被害想定概要

八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波を対象災害として想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝地区東部、島しょ地区等の各地において、津波による浸水が想定されている。



※1 影響開始時間(±20cm)：海岸・海域の人命に影響が出るおそれのある水位変化(±20cm)が生じるまでの時間  
 ※2 影響開始時間(+50cm)：避難に影響が出る恐れのある水位上昇(+50cm)が生じるまでの時間

図 想定津波(八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波)

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書

## (2) 防災アセスメント(津波版)

### ①想定津波による社会基盤施設等への被害

港湾部周辺を中心に津波が想定されている。津波により市民への直接的な被害のほか、港湾施設や緊急輸送道路等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路等の被災により、地域の被害がより拡大する可能性がある。

### ②想定津波による避難への影響(全体人口)

沿岸部を中心に津波による浸水が想定されている。浸水想定区域内で、人口が集積している地域では、人的被害が拡大する可能性がある。また、昼間時の人口分布は、夜間とは異なる集積状況にあり、留意が必要となる。

### ③想定津波による建物被害の概要

臨海部周辺を中心に津波による浸水が想定されており、津波による建物被害も想定されている。津波による建物倒壊は、建物内残留者への直接的な被害のほか、がれきが浸水範囲内や港湾区域内に広く漂流する可能性があり、陸上・海上の輸送等に大きく影響する可能性もある。

### ④想定津波による高齢者への影響

津波の浸水リスクに対しては、地震発生直後からの避難行動が重要と考えられるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

### 3 風水害

「沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書(平成19年3月)」による被害想定調査結果を参考に、市の高潮を想定する。また、平成24年に指定された天願川浸水想定区域図と平成25年に指定された土砂災害危険区域等を参考に市の洪水、土砂災害を想定する。

なお、複数の想定台風のうち、市に対して最も大きな影響を与えられる台風を、本計画の想定災害の条件とする。

#### (1) 想定風水害

想定台風5115(RUTH)による高潮を対象災害として想定する。

※想定台風5115(RUTH)：台風の経路を東へ移動させ、沖縄本島と久米島の間を北上する台風。台風の最低気圧925hPaを870hPaに下げ、過去の台風のなかで最も低い中心気圧としたもの。

##### ① 想定台風による高潮被害の概要

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等の沿岸部を中心として、高潮による浸水被害が想定されている。特に、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島で2.0m以上の高潮浸水が想定されている。

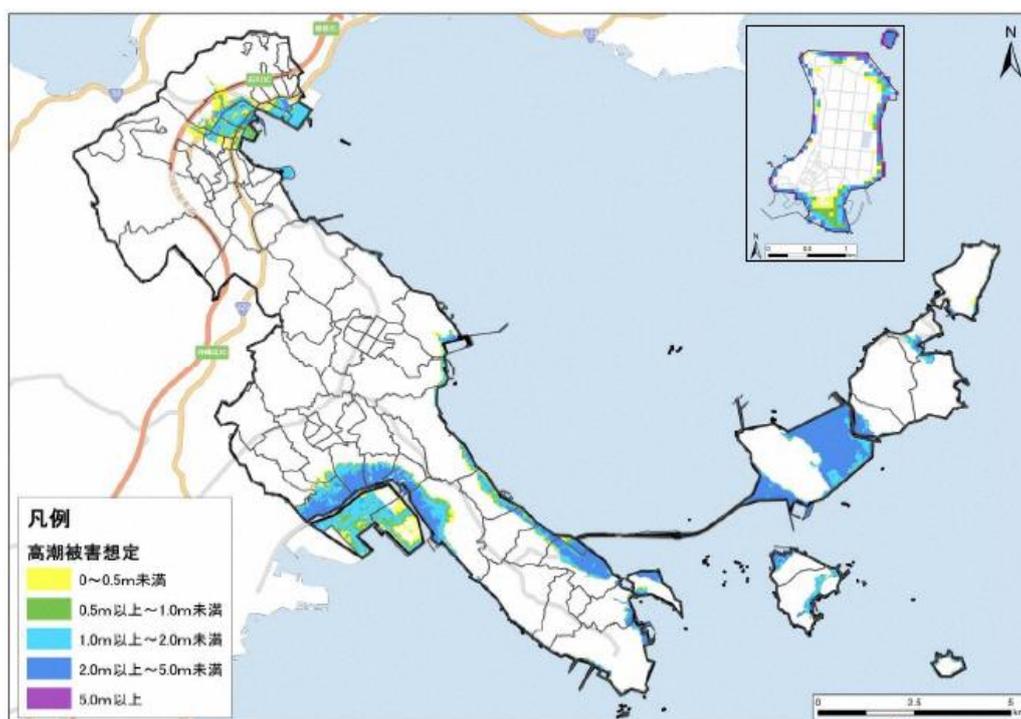


図 想定台風5115(RUTH)による高潮

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書

## ②洪水災害・土砂災害の概要

市内には、石川川、天願川、川崎川及び屋慶名川があり、そのなかで、天願川については、水防法第14条により浸水想定区域として指定・公表されている。

また、土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)のおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」や「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」の指定が行われているが、市では、32箇所で「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」が指定されている。(2020年8月時点)

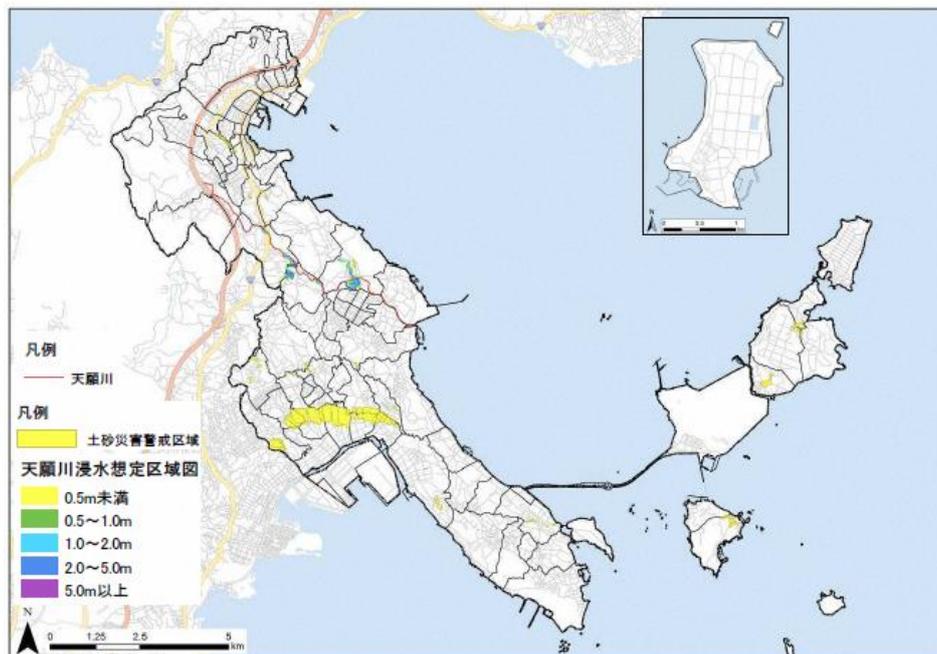


図 土砂・洪水災害

出典：天願川浸水想定区域図(平成24年11月)、沖縄県地図情報システム

## (2) 風水害時に想定される被害の概要

### ①想定高潮による社会基盤施設等への被害

港湾部を中心に高潮による浸水が想定されている。浸水により港湾施設や緊急輸送道路、避難所等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路、避難所等が被災することは、被害をより拡大させる可能性がある。

### ②想定高潮による高齢者の避難への被害

高潮の浸水に対しては、気象情報等を活用した事前の避難行動が有効であるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

### ③土砂災害警戒区域による社会基盤施設等への被害

土砂災害警戒区域においては、建物等が甚大な被害を受ける可能性があり、住宅等をはじめ、防災上の重要施設等の立地を回避することが重要となる。

## 4 石油コンビナート災害

県は、消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針(平成 25 年)」に基づく防災アセスメントを実施し、想定すべき災害の検討を行っており、「沖縄県石油コンビナート等防災計画第2章災害基本想定」に示される内容は以下のとおりである。

なお、本項におけるタンク数については、市に所在する平安座地区の数値を記載している。

### (1) 平常時の災害想定

平常時の事故については、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

○第1段階の想定災害:現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害

(災害の発生頻度が B レベル( $10^{-5}$  件/年・基)以上の災害)

→影響度が大きい(影響距離 100m 以上)のものは対策上の優先度が高い。

○第2段階の想定災害:発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害

(災害の発生頻度が C レベル( $10^{-6}$  件/年・基)の災害)

→影響度が大きい(影響距離 100m 以上)のものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害(第1段階・第2段階)を抽出した結果は下表のとおりである。

これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、一部の高圧ガスタンクやプラントでは、一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

施設	災害事象	第1段階の想定災害 (平安座地区)	第2段階の想定災害 (平安座地区)
危険物タンク	少量流出火災	68	6
	中量流出火災	3	67
	仕切堤内流出火災		1
	防油堤内流出火災		1
	防油堤外流出火災		
	タンク小火災/リム火災	2	68
	リング火災		1
	タンク全面火災		3
ガスタンク	少量流出 爆発・火災	7	
	中量流出 爆発・火災		7
	大量流出 爆発・火災		7
	全量流出 爆発・火災		

- 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生頻度がBレベル( $10^{-5}$ 件/年・基)以上の災害)
- 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生頻度がCレベル( $10^{-6}$ 件/年・基)の災害)
- ※ 可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。
- ※ 可燃性ガスを取り扱うプラントがあるため、フラッシュ火災も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

出展：沖縄県石油コンビナート等防災計画(平成30年3月修正)を一部改変

## (2) 短周期地震動による被害

短周期地震動による被害については、沖縄県地震被害想定調査(平成25年度)に取り上げられている25の地震のうち、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

- 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生確率がBレベル( $10^{-3}$ 程度)以上の災害)  
→影響度が大きい(影響距離100m以上)のものは対策上の優先度が高い。
- 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生確率がCレベル( $10^{-4}$ )程度の災害)  
→影響度が大きい(影響距離100m以上)のものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害(第1段階・第2段階)を抽出した結果は下表のとおりである。  
これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、一部の危険物タンクやプラント

では、災害が発生した場合に一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

施設	災害事象	第1段階の想定災害 (平安座地区)	第2段階の想定災害 (平安座地区)
危険物タンク	少量流出火災	53	17
	中量流出火災	9	61
	仕切堤内流出火災	1	6
	防油堤内流出火災		8
	防油堤外流出火災		
	タンク小火災/リム火災	地震時のタンク火災は、主としてスロッシング現象によるものと考えられるため、確率的評価の対象外とし、別途確定的な手法を用いて評価を行った	
	リング火災		
タンク全面火災			
ガスタンク	少量流出 爆発・火災		7
	中量流出 爆発・火災		
	大量流出 爆発・火災		
	全量流出 爆発・火災		

- 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生確率がBレベル(10<sup>-3</sup>程度)以上の災害)
- 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害  
(災害の発生確率がCレベル(10<sup>-4</sup>程度)の災害)
- ※ 可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

出展：沖縄県石油コンビナート等防災計画(平成30年3月修正)を一部改変

### (3) 長周期地震動によるスロッシング被害

長周期地震動による被害については、危険物タンクのスロッシング被害に着目し、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、スロッシング最大波高の推定、溢流可能性の評価と溢流量の推定を行った。また、スロッシングに伴い火災が発生した場合を想定して、火災による放射熱の影響の評価を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、過去の災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。

評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

- 1 「沖縄本島南東沖3連動地震」の速度応答スペクトルの推定結果から、すべての周期帯(すなわちすべての危険物タンク)において、消防法の想定を上回る。
- 2 危険物タンクの貯蔵量を満液として想定した場合、スロッシング波高は3.0~4.8mと推定され、すべての危険物タンク(76基)において、スロッシング最大波高が余裕空間高さを上回る。
  - ① 浮き屋根式タンク(65基)について
    - ア タンク上部から内容物が溢流する危険性が高い。  
溢流した内容物が着火した場合には、タンク周辺(防油堤内)の流出火災となる。

- イ 浮き屋根上へ流出する可能性があり、着火した場合には屋根上で火災となり、浮き屋根の損傷、沈降に至る可能性もある。また、浮き屋根上に流出した油がルーフトレン配管から防油堤内に流出する可能性がある。
  - ウ ドレン配管が破損する危険性が高く、ドレン排水口の遮断に失敗した場合には、防油堤内大量流出に至る危険性が考えられる。流出油に着火した場合、防油堤内流出火災となる。
  - エ シングルデッキタイプの浮き屋根式タンクで、浮き屋根の技術基準に適合していないタンクにおいては、浮き屋根の損傷・沈降といった被害の発生危険性が高い。そのうち、引火危険性の高い第 1 石油類を貯蔵しているタンクでは、タンク火災(リム火災・リング火災・全面火災)に至る危険性が大きい。
- ② 内部浮き蓋式タンク(4基)について
- ア 浮き蓋の技術基準に適合していないタンク(2基)では、浮き蓋の損傷・沈降の危険性が高い。また、浮き蓋上への流出や、浮き蓋の沈降によりタンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、着火した場合には爆発し、タンク火災(小火災・全面火災)に至る危険性がある。
  - イ スロッシングにより内容物が屋根に衝突すると、タンクの屋根と側板との接合部を破損する可能性がある。破損により、内容物が流出し、着火した場合にはタンク周辺(防油堤内)の流出火災、同時にタンク火災(小火災、全面火災)となる危険性がある。
- ③ 固定屋根式タンク(7基)について
- スロッシングにより内容物が屋根に衝突すると、側板との接合部を破損し内容物が溢流する可能性がある。流出油に着火した場合には、タンク周辺(防油堤内)の流出火災、同時にタンク火災(小火災、全面火災)となる危険性がある。
- 3 対象地域内には石油の備蓄基地があり、同形のタンクが多数あること、これらのタンクはほぼ満液状態で運用されていることから、多数のタンクで同じようにスロッシングが生じ、溢流やタンク火災が発生する危険性がある。
  - 4 タンク全面火災を想定した場合の放射熱の最大影響半径は 150m 程度、防油堤内流出火災を想定した場合の放射熱の最大影響半径は 320m 程度となる。

#### (4) 津波による被害

津波による被害については、沖縄県地域防災計画(平成 27 年度)の津波浸水想定における考え方を踏襲し、「切迫性の高い津波」と「最大クラスの津波」を設定し、それぞれにおいて、危険物タンク及びガスタンクの浸水深を抽出した。また、浸水が予想される危険物タンクについては、移動被害の有無に関する判定を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、東日本大震災などの災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

##### 1 切迫性の高い津波について

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)における浸水予測結果を用いて、切迫性の高い津波による浸水深を抽出した。評価対象施設の最大浸水深は 0.5m 未満のため、施設への直接的な被害が生じる危険性は低いと考えられる。ただし、漂流物の衝突による施設の損傷などは否定できない。

##### ① 最大クラスの津波について

ア 「沖縄県津波被害想定調査(平成 25 年度)」における浸水予測結果を用いて、最大クラスの津波による浸水深を抽出した。危険物タンク 76 基のうち、51 基が浸水し、浸水深の分布は次のとおりである。

- i. 浸水深が 0m 超 2.5m 未満のタンク:3 基
- ii. 浸水深が 2.5m 以上 5m 未満のタンク:21 基
- iii. 浸水深が 5m 以上 10m 未満のタンク:27 基

注)ここでの浸水深は、タンク基礎の高さを差し引いたものである。

イ 運用時の最小貯蔵量を想定した場合、浸水が予想される危険物タンクのうち 48 基で津波による「浮き上がり」と「滑動」の可能性がある。

ウ 浸水深と被害との関係に基づくと、津波による内容物流出の危険性は次のとおりである。

- i. 浸水深が 0m 超 2.5m 未満(3 基):タンク本体にも配管にも被害が生じない可能性は高い。
- ii. 浸水深が 2.5m 以上 5m 未満(21 基):配管被害の危険性があり、タンク本体には被害が生じない可能性は高い。
- iii. 浸水深が 5m 以上 10m 未満(27 基):タンク本体と配管ともに被害が生じる危険性が高い。

エ 浸水が予想される危険物タンク(51 基)のうち、容量が 1 万 kl 以上のものが 46 基あり、さらにそのうちの 45 基において、2.5m 以上の浸水が予想される。タンク本体と付属配管の被害により、大量の危険物が流出する危険性が高いと考えられる。

オ 危険物タンクでは、短周期地震動(強震動・液状化)の影響により危険物の防油堤内流出等の被害が想定され、長周期地震動の影響により危険物の溢流等の被害が想定される。これらの被害が津波浸水と重なることにより、危険物の防油堤外や事業所外への流

出拡大、海上拡散、場合によっては火災が拡大する可能性がある。

- カ その他、津波火災、漂流物の衝突による配管・本体の被害、計装設備・ガス漏洩検知警報設備・防消火設備などの防災設備に被害が生じる可能性も考えられる。

## (5) 大規模災害

平成 27 年度沖縄県石油コンビナート等防災アセスメント調査では、大規模災害を平常時の事故及び短周期地震動で想定される災害がさらに拡大して、隣接施設や事業所に影響が及ぶような大規模かつ、発生危険度の極めて低い事象として捉える。定性的評価にあたっては、次の災害事象を取り上げた。

危険物タンク:大規模流出火災、海上流出、ボイルオーバー

高圧ガスタンク:BLEVE・ファイヤーボール

また、定量的評価が可能な災害事象について、放射熱及び爆風圧の影響度を推定した。評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

### 1 大規模流出火災、海上流出(危険物タンク)

対象地区には、新基準に未適合の準特定タンク 1 基(第 4 類第 1 石油類)があり、適合しているタンクと比較して流出の危険性が高いと言える。特に準特定タンクは地震に対して脆弱であると考えられることから、地震によるタンク損傷により、大量流出を引き起こす可能性がある。

また、仕切堤のない防油堤に2つ以上のタンクが設置されているようなところでは、1基のタンクから流出して火災になると、隣接タンクを焼損して、防油堤全面火災に至る可能性がある。

万一、流出が防油堤外へ拡大した場合には、雨水排水溝などを通して事業所外へ流出拡大し、海上流出に至る可能性も考えられる。津波警報・大量津波警報の発表時など、オイルフェンスの展開ができない場合、広範囲の海上流出に至る危険性がある。

防油堤全面火災を想定した場合の放射熱の影響距離は、基準値(人体の許容限界値)を  $2.3\text{kW/m}^2$ (約 90 秒曝露すると人体に 2 度の熱傷を与える程度の熱量)とした場合、平安座地区で最大 360m 程度と推定される。

### 2 ボイルオーバー(危険物タンク)

対象施設には、原油、重油を貯蔵しているタンク(63 基)があり、一度タンク火災が発生するとボイルオーバー発生の危険性が高いといえる。

ボイルオーバーによる燃焼油の飛散範囲や放射熱の影響の評価式が示されておらず、影響度の評価は困難であるが、過去の災害事例によれば、ボイルオーバーに伴いファイヤーボールが形成されたとの報告もあり、影響の大きさは高圧ガスタンクの爆発火災に匹敵すると考えられる。また、タンクの立地条件によっては、近隣の一般地域に火災が及ぶ可能性も否定できない。

### 3 BLEVE・ファイヤーボール(高圧ガスタンク)

対象施設には、プロパン、ブタンを貯蔵している加圧液化ガスタンク(7基)がある。これらのタンクは、地震による倒壊や、何らかの落下・飛散物等による大破流出、又は火災時の熱などの原因により、BLEVE・ファイヤーボールが生じ得る。

一度 BLEVE が発生すると、隣接タンクでも BLEVE が生じる可能性が高く、特にタンク間距離が短い場合には危険性が高い。

BLEVE に伴いファイヤーボールが発生する場合の放射熱の影響距離は、人体(曝露皮膚)が熱を受ける時間の長さにより、3種類の基準値を設定して評価した。安全側の評価として、基準値を  $4.5\text{kW}/\text{m}^2$  (10~20秒で苦痛を感じる放射強度)に設定する場合、最大貯蔵量の場合の最大影響距離は 3.2km、最小貯蔵量の場合の最大影響距離は 1.2km と推定される。

BLEVE によるタンク破裂の爆風圧※は、基準値を 2.1kPa(この値以下では 0.95 の確率で大きな被害はない)として評価した。この場合、最大貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約 450m、最小貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約 820m 程度となる。

※タンク破裂による爆風圧は、液化ガスの貯蔵量が少ない(気相部の容積が大きい)ほど、爆風圧が大きくなる傾向がある。

## (6) 海上災害(接岸船舶火災及び石油類流出災害)

### 1 流出油による被害想定

流出油事故のみで火災に至らなかった場合、その被害は、ほぼ流出油量に比例する。

- ① 金武湾内に 1.1 万 kl の原油が流出し、港内一面に広がったと仮定すると、その油層は約 7.5 ミリメートルの厚さで海面を覆うことが想定される。また、風、潮流の影響がある場合、一部は湾内に滞留し、他は外洋に移動拡散することが想定される。
- ② 中城湾内に1万 kl の原油が流出し、港内一面に広がったと仮定すると、その油層は約4ミリメートルの厚さで海面を覆うことが想定される。また、風、潮流の影響がある場合、一部は湾内に滞留し、他は外洋へ移動拡散することが想定される。

### 2 火災等による災害の想定

流出した原油には、引火の危険性、海面から蒸発したガスによる中毒の危険性、原油への引火燃焼による陸上の人口密集地帯や重要施設への延焼及び海面火災等による輻射熱により或る範囲内の固形有機物への引火又は火傷の危険性が想定される。

危険範囲を定め、実際の作業用に活用することは非常に困難である、また、不確定要素が多い現状では危険であるが、これまでに示された実験資料から次のことがいえる。

- ① 流出油の場合……イ. 引火、中毒のおそれがあるガス濃度の危険範囲  
ロ. 人体に影響のないガス濃度の範囲  
……流出油面半径の3倍以遠
- ② 海面火災の場合……輻射熱によって有機物に引火する危険範囲  
……流出油面半径の 1.25 倍以内

#### (7) 台風による災害

①台風により主荷重及び風荷重によって生じる応力度が耐圧度を越えた場合、破損が起こり、タンク内の流出、あふれ等により火源があることにより着火のおそれがある。

②危険物施設構内の台風による物の飛散等により、貯蔵施設及び製造施設の破損が予想され、油流出等への対応が必要である。

### 5 複合災害

新型コロナウイルス感染症まん延下での災害経験から、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の事前防災・複合災害ワーキンググループでは、感染症まん延下で大規模災害が発生した場合の対応について早急に検討する必要があるとし、施策推進の方向性について提言が示された。

こうした国の動向や、今後も感染症と自然災害の複合災害となる恐れが懸念されることを踏まえ、本計画においても、感染症と自然災害の複合災害を想定する。

## 第2節 基本目標

基本計画との調和を保つ(基本法第14条)観点から、基本計画の基本目標を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり定める。

- 基本目標 1 人命の保護が最大限図られること
- 基本目標 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標 4 迅速な復旧復興
- 基本目標 5 SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与

## 第3節 事前に備えるべき目標

5つの基本目標を達成するため、大規模自然災害を想定して次の9つの事前に備えるべき目標を設定した。

- 目標 1 人命の保護が最大限図られる
- 目標 2 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 目標 3 発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標 4 発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 目標 5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 目標 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 目標 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 目標 9 孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する

## 第4節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、市の強靱化を進める上での留意事項を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととする。

### 1 国土強靱化の取組姿勢

#### (1) 強靱性を損なう本質的原因の検討

市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

#### (2) 長期的な視点に基づいた計画の推進

短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視点を持って計画的な取組にあたること。

#### (3) 減災目標の達成に向けた取組の推進

死傷者・避難者の減少、帰宅困難者の安全確保といった目標の達成に向けて、施策を推進すること。

### 2 適切な施策の組み合わせ

#### (1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

#### (2) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせによる施策の推進

市や県、その他の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民の総力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、適切に連携及び役割分担して施策の推進に取り組むこと。

#### (3) 平時の有効活用を見据えた対策の工夫

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### 3 効率的な施策の推進

#### (1) 施策の重点化

人命の保護に直結する施策や、離島における防災・減災対策等、市の地域特性を踏まえた施

策に関して重点化を図ること。

#### **(2) 既存の社会資本の有効活用**

既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

#### **(3) 各種財源の積極的な活用**

限られた財源の中で施策を推進していくため、国や県の補助制度活用による特定財源の確保、財政負担の平準化を目指した適正な基金及び市債の活用、大規模施設整備事業を実施する際のPFI等の民間資金の活用等を積極的に図ること。

#### **(4) 公共施設・インフラの適正な管理**

公共施設や行政サービスのあり方を考慮した施設総量の抑制、公共施設の維持管理に係る費用負担の軽減、公共施設・インフラの予防保全型維持管理への転換等による計画的管理等、市が目指している公共施設マネジメントの基本方針に資すること。

#### **(5) 安全な土地利用の促進**

人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

### **4 地域の特性に応じた施策の推進**

#### **(1) 強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備**

人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

#### **(2) 配慮が必要な方への対応**

年齢や性別、障がいの有無、国籍等、多様性に配慮した施策を講じること。

#### **(3) 自然との共生**

都市計画マスタープランやみどりの基本計画等と整合を図りつつ、地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

## 第5節 SDGs との関係

本計画は、SDGs ターゲット 13.1「全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する」を念頭に、市民・企業など様々なステークホルダーとの連携により、自然災害が起きても住み続けられる安心・安全なまちづくりを目指すものである。

このことは、17のゴール(目標)のうち主に「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の2つのゴール(目標)に貢献するものであり、市はこれらのSDGsの目標を意識しながら本計画の取組を推進する。



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第3章 脆弱性評価

### 第1節 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するため、現在の施策の抜けもれや進捗状況を踏まえ、地域の弱点を明らかにするものであり、国土強靱化における重要なプロセスである。国が実施した手法や、国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考とし、次の手順で行うこととする。

#### 【脆弱性評価の手順】

第3章	<b>①リスクシナリオの設定</b>
	想定される大規模自然災害に対して、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定する。
	<b>②施策分野の設定</b>
	設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置き、施策分野を設定する。
第4章	<b>③脆弱性の分析・評価、課題の検討</b>
	リスクシナリオ・施策分野に対して施策の抽出を行い、施策の抜けもれや進捗の遅れ等、脆弱性を分析・評価する。
	<b>④リスクへの対応方策の検討</b>
	脆弱性評価の結果をもとに、今後必要となる施策を検討し、各リスクシナリオを回避するための対応方策(推進方針)として整理する。

## 第2節 リスクシナリオの設定

市の想定リスクを踏まえ、9つの事前に備えるべき目標の妨げとなるものとして、39個の起きてはならない最悪の事態(以下「リスクシナリオ」という。)を定める。

なお、特に重点的に対応を推進する13のリスクシナリオを重点リスクシナリオとして設定する。

### 【リスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		重点化
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	○
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○
		1-6	<b>原子力災害に伴う放射性物質の大規模拡散・流出時において、避難が進まず多数の被ばく者の発生</b>	○
2	発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	
		2-4	<b>想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足</b>	○
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○
3	発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下	
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4	発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		4-3	<b>高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備</b>	○
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4	食料等の安定供給の停滞	
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶	
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		重点化
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
		7-7	<b>災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生</b>	○
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
9	孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する	9-1	<b>離島のインフラ損壊による孤立地域の発生</b>	○

※太字は市の地域特性を考慮し、独自に設定したリスクシナリオ

### 第3節 施策分野の設定

全庁的にリスクシナリオを回避する施策の検討を行うため、市の最上位計画である総合計画の施策分野との整合を保ち、以下の7つを施策分野として設定した。

#### 【本計画における施策分野】

施策分野	
①	保健・医療・福祉
②	子ども・子育て
③	経済
④	都市基盤・環境
⑤	教育・文化
⑥	行財政・コミュニティ
⑦	島しょ地域（分野横断）

## 第4節 脆弱性評価の結果

市では、39 のリスクシナリオごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。評価結果の概要は、下表のとおりである。

なお、脆弱性評価結果の詳細については、別紙1のとおり取りまとめている。

### 【脆弱性評価結果の概要】

リスクシナリオ		脆弱性評価結果の概要
<b>1. 人命の保護が最大限図られる</b>		
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・対規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	市街地火災のリスクの高い密集した住宅地周辺について、住民の生命と財産の確保に向けて、住宅や建築物の耐震化、避難路の確保等を引き続き促進していく必要がある。
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	南海トラフ地震の発生時には、最短で 77 分後に津波（最大 4.0m）が到達すると想定されている。施設高の高上げや、津波避難所の指定・整備等を行う必要がある。
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	台風、洪水、内水氾濫等による被害を抑止・軽減するため、雨水の流出抑制や下水道の対策、水防活動や避難行動の円滑化に向けた対策等を実施する必要がある。
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	急傾斜地や急勾配の渓流が多く、崖くずれや土石流による危険箇所が多数存在しており、警戒避難体制の整備、安全化対策等の総合的な対策が必要である。
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	災害に関する情報を発災後素早く把握する能力を高め、市内の人々に対して迅速かつ正確な情報提供を行う体制整備が必要である。
1-6	原子力災害に伴う放射性物質の大規模拡散・流出時において、避難が進まず多数の被ばく者の発生	ホワイト・ビーチ地区では原子力艦の入港に起因した放射能漏れ事故の恐れがあり、防災資機材の整備や関係団体との訓練開始による連携体制の整備等の総合的な対策が必要である。
<b>2. 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	災害時の物資、水道等の供給を確保するため、避難所等における設備・物資の整備等を行う必要がある。
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	特に島しょ地域において外部との連絡や救援活動等が長期間にわたって不能となるおそれがあり、生命線となる港湾、漁港、海中道路等の被災を防ぐ必要がある。
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	災害時に応急対策を迅速に実施するため、活動人員の確保や防災関係機関等との連携の強化を図る必要がある
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足	帰宅困難者の抑制、混乱防止に向けて、市民や事業者に対する啓発、一時滞在施設の確保等を行う必要がある。
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	災害時の医療提供を十分に行うため、医療体制の整備、資器材及びエネルギーの確保等を実施する必要がある。
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害後の感染症予防のため、下水道機能の確保、保健衛生活動の体制や資器材の整備、防疫対策の普及・啓発等を行う必要がある。

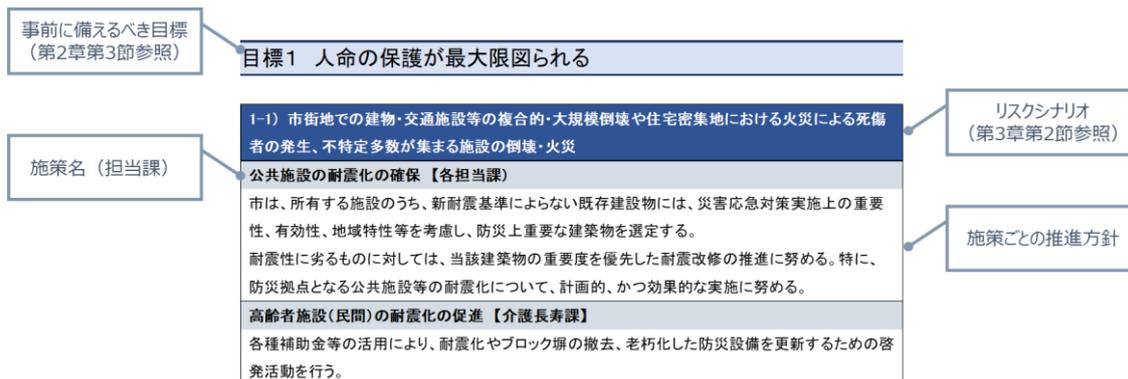
<b>3. 発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>		
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下	災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、警察との連携体制の強化が必要である。
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	市における移動手段は車が中心であることから、信号機が停止した際でも、交通に混乱を生じさせない対策が必要である。
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	被災時の庁舎機能の確保に向けて、業務継続のための体制の整備、庁舎の維持管理等を推進する必要がある。
<b>4. 発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</b>		
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	防災・災害対応に必要な通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、耐災害性の強化、情報提供手段の拡充等が必要である。
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	災害時の市民への情報発信が途絶えることがないよう、発信手段の充実や普及を図る必要がある。
4-3	高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備	災害弱者と呼ばれる方々への情報伝達を確実に実施するため、伝達手段の多様化を図る必要がある。
<b>5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>		
5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	災害時にも一定程度のサプライチェーンを維持・確保するため、企業や事業所の防災対策の強化等が必要である。
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	災害時のエネルギー供給の継続に向けて、電力インフラの強化や再生可能エネルギーの導入拡大等を図る必要がある。
5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	災害により損壊、火災、爆発等につながることを防ぐため、産業施設の安全化を図る必要がある。
5-4	食料等の安定供給の停滞	災害時にも円滑な食料等の供給を維持するため、調達体制の整備等を進める必要がある。
<b>6. 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b>		
6-1	電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	電力やガス等の被害や支障を最小限に抑えるため、電力インフラの強化や再生可能エネルギーの導入拡大、燃料等の搬送体制の整備等を図る必要がある。
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶	災害時の上水道の停止に備えるため、生活用水等の確保に向けた対策を推進する必要がある。
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	災害時にも下水道機能を確保するため、維持管理、防災対策の実施、業務継続のための体制強化等が必要である。
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	災害時にも地域交通ネットワークを維持するため、沿道の建物の耐震化や、道路啓開手段の確保等を進める必要がある。
<b>7. 制御不能な二次災害を発生させない</b>		
7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	地震に伴う大規模火災や死傷者の発生を防止するため、延焼防止対策や消火活動の体制強化等を図る必要がある。
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	臨海部の重要産業施設における広域複合火災を防止するため、企業や事業所の防災対策の強化等が必要である。
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	災害に伴う防災インフラの損壊やそれに伴う死傷者の発生を防止するため、住民への適切な災害情報の提供体制の強化、防災インフラの安全化を図る必要がある。
7-4	有害物質の大規模拡散・流出	災害時の有害物質の拡散・流出を防止するため、有害物質を取り扱う施設の適正な維持管理が必要である。
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	緑地・農地の防災・減災機能の維持等、農地・森林の荒廃を防ぐため、保全の取組を進める必要がある。

7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、風評被害の払拭に向けて総合的な対策を行う必要がある。
7-7	災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生	米軍基地等の被災による有害物質の拡散等への対策を検討する必要がある。
<b>8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>		
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	発災時は廃棄物が大量に発生する恐れがあり、円滑な処理に向けて、体制や資機材の整備が必要である。
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	円滑な復旧・復興に向けて、建設関係団体やボランティア等との連携強化を図る必要がある。
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	文化財や有形・無形の文化を守るため、文化財の破損・遺失を防ぐ対策や、避難所の整備等による地域コミュニティの維持を図る必要がある。
8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害に伴う基幹インフラの損壊やそれに伴う死傷者の発生を防止するため、事業者への指導等を通じインフラの安全化を図る必要がある。
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ハザードマップの周知や警戒避難体制の整備、安全化対策等の総合的な対策が必要である。
<b>9. 孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する</b>		
9-1	離島のインフラ損壊による孤立地域の発生	海中道路や連絡船の被災により、孤立地域が発生しないよう、離島への移動手段の多重化や、道路インフラ整備を推進する必要がある。

## 第4章 推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、39 のリスクシナリオの発生を回避し、9つの事前に備えるべき目標を達成するための施策の推進方針をとりまとめた。推進方針の各項目の見方は以下の通りである、

### 【推進方針の各項目の見方】



## 目標1 人命の保護が最大限図られる

### 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### 公共施設の耐震化の確保【各担当課】

市は、所有する施設のうち、新耐震基準によらない既存建設物には、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定する。

耐震性に劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的、かつ効果的な実施に努める。

#### 高齢者施設(民間)の耐震化の促進【介護長寿課】

各種補助金等の活用により、耐震化やブロック塀の撤去、老朽化した防災設備を更新するための啓発活動を行う。

#### 災害教訓の伝承【文化財課】

市は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

<p><b>地震火災の予防の推進【都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築行政課】</b></p> <p>地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、避難路、一次避難場所の設置を推進する。</p> <p>道路・公園等の延焼遮断帯を整備し、一次避難場所を確保することにより火災の延焼防止を図る等、不燃化まちづくりを推進した安全な防災都市を形成していく。</p>
<p><b>住宅用火災警報器の普及啓発【予防課】</b></p> <p>女性防火クラブ及び消防団と連携し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理に向け啓発活動を行う。</p>
<p><b>津波危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備【危機管理課、秘書広報課】</b></p> <p>市は、津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとし、当該システムに関して広く住民へ周知することを検討する。</p> <p>また、地震情報、津波警報、避難勧告等が市民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者及び避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を担当部署と連携し備える。</p> <p>関係部署と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。 )及び SNS 等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。</p>
<p><b>ブロック塀対策【危機管理課、維持管理課、建築行政課、教育施設課】</b></p> <p>市において、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。</p> <p>特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。</p> <p>市は、県による建築物の防災週間等を通した建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。</p>
<p><b>防火対象物・危険物施設への立入検査の実施【予防課】</b></p> <p>防火対象物・危険物施設への立入検査を強化し、消防用設備等の維持管理や避難訓練・消火訓練等の実施を徹底する。</p>
<p><b>防災拠点の整備に関する検討会【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b></p> <p>自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には、地域防災拠点としての確保が重要であることから、市において必要な整備を検討するものとする。</p>
<p><b>無電柱化の推進【都市政策課、道路整備課、公園整備課】</b></p> <p>地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の避難路及び救急搬送路となる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝の整備や裏配線等の整備を進めるため、無電柱化推進計画を策定する。</p>

<p><b>火災発生の未然防止【予防課、警防課】</b></p> <p>以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災警報の発令</li> <li>・うるま市火災予防条例による火の使用制限</li> </ul>
<p><b>学校の耐震化【教育施設課、建築工事課】</b></p> <p>地震時において将来を担う児童・生徒の安全・安心を維持しながら生命を守るため、小中学校校舎等の耐震化を推進する。また、避難所に指定されている学校施設については、緊急度を考慮しつつ継続的に耐震改修の推進を図る必要がある。</p> <p>学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行う。</p> <p>学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。</p>
<p><b>公共建築物の耐風及び耐火対策【市民協働課、観光振興課、教育施設課、建築工事課】</b></p> <p>公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進するものとする。</p> <p>特に、体育館や公民館等、災害時の避難場所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うよう努めるものとする。</p>
<p><b>公共建築物の耐風及び耐火対策(市庁舎)【管財課】</b></p> <p>公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進するものとする。</p> <p>特に、体育館や公民館等、災害時の避難場所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うよう努めるものとする。</p>
<p><b>公共建築物の耐風及び耐火対策【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパーク内で今後建設が予定される施設(物販飲食施設等)についても耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進していく。</p>
<p><b>公共建築物の定期点検及び定期検査【危機管理課、市民協働課、観光振興課、教育施設課、都市政策課、生涯学習文化振興センター、維持管理課】</b></p> <p>公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。</p>
<p><b>公共建築物の定期点検及び定期検査(市庁舎)【管財課】</b></p> <p>公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。</p>
<p><b>公共建築物の定期点検及び定期検査【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパーク内の施設について、建築基準法や消防法などに基づく点検・検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。</p>

<p><b>公共施設の耐震化の確保(市庁舎)【管財課】</b></p> <p>市は、所管する施設のうち、新耐震基準によらない既存建設物は、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。</p>
<p><b>市民の防災意識の向上【危機管理課、秘書広報課】</b></p> <p>市民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成、住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知及び講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。</p>
<p><b>住宅・建築物の耐震化の促進【建築行政課】</b></p> <p>昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。</p> <p>民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行う。</p> <p>市は、「うるま市耐震改修促進計画」に今後の耐震化目標を掲げ、これを達成するため、県と連携して、計画的な耐震化を図る。</p> <p>建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。</p>
<p><b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【危機管理課、警防課、建築行政課】</b></p> <p>以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に関する情報の収集</li> <li>・伝達対策の充実</li> <li>・津波に関する情報の収集</li> <li>・伝達対策の充実・避難誘導対策の充実</li> <li>・救出救助対策の充実</li> <li>・緊急医療対策の充実</li> <li>・消防対策の充実</li> <li>・建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備</li> </ul>
<p><b>感震ブレーカーの設置促進【危機管理課】</b></p> <p>感震ブレーカーについて、普及啓発及び設置推進を図る。</p>
<p><b>不燃、耐風耐震性建築物の促進対策【建築行政課、維持管理課】</b></p> <p>公共物、一般住宅の新築、改築、増改築等における建築物の耐震及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずる等、不燃化、耐風耐震性のある建造物の建築を促進するよう指導する。</p> <p>また、老朽家屋等に関する災害時の対応方法や改築等の技術的相談体制を図るものとする。</p>

<p><b>防災教育の推進【危機管理課】</b></p> <p>市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。</p> <p>また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。</p>
<p><b>林野火災対策計画の推進【農政課、警防課】</b></p> <p>広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、県及び県警察と連携して、消火活動等の応急対策を行う。</p>
<p><b>公営住宅の耐震化の促進【維持管理課】</b></p> <p>耐震化が必要な市営住宅について、建替えや用途廃止の可否等を検討し、耐震化を行う。</p>
<p><b>空き家対策の推進【維持管理課】</b></p> <p>大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。</p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【危機管理課】</b></p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、計画的かつ速やかに防災対策を推進する。</p>
<p><b>災害時における医療救護計画の推進【警防課、健康支援課】</b></p> <p>市は、大規模災害において多数の負傷者等が発生した場合、又は多数の負傷者等の発生が予想される場合は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整えるものとする。</p> <p>また、必要に応じ、県や自衛隊、中部地区医師会に現地救護所への医療班等の派遣を要請する。</p>
<p><b>防災対策に係る土地利用の推進【都市政策課、企画政策課、危機管理課】</b></p> <p>土地区画整理事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。</p>
<p><b>火薬類災害予防計画の推進【危機管理課、警防課】</b></p> <p>地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、県警察、第十一管区海上保安本部(中城海上保安部)及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。</p>

<p><b>都市基盤施設の防災対策に係る整備【都市政策課、道路整備課、公園整備課、農水産整備課、危機管理課】</b></p> <p>市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。</p> <p>地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難道路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部における防災対策を推進する。</p> <p>都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。</p>
<p><b>建築物等災害予防における市街地再開発対策【都市政策課】</b></p> <p>市は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を検討する。</p>

<p><b>1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</b></p>
<p><b>津波に強いまちの形成【危機管理課、産業政策課、維持管理課】</b></p> <p>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。</p> <p>このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。</p>
<p><b>漁船避難ルールづくりの促進【農水産整備課、沖縄県、漁業協同組合】</b></p> <p>漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p>
<p><b>津波災害に備えた避難道路の整備【都市政策課、道路整備課、危機管理課】</b></p> <p>避難所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難道路等について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。</p> <p>また、災害発生後の復旧・復興等の優先順位を判断するため、避難道路は、一次避難道路と二次避難道路に区分する。</p>
<p><b>津波危険に関する啓発【危機管理課】</b></p> <p>市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ確かな避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。</p>

<p><b>監視警戒体制等の整備【危機管理課】</b></p> <p>津波危険に対し、警報・注意報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制の整備に努める。</p>
<p><b>津波危険区域の指定【危機管理課】</b></p> <p>津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。</p>
<p><b>陸閘の削減及び遠隔制御システムの導入【危機管理課、維持管理課、沖縄県】</b></p> <p>津波・高潮等から背後地を防護し、広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、海岸保全施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸閘の削減及び遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化及び効果的な管理運用を推進する。</p>
<p><b>津波避難所の指定要件及び整備【危機管理課】</b></p> <p>避難所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。</p>
<p><b>津波避難ビルの指定等【危機管理課】</b></p> <p>津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。</p> <p>これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。</p> <p>なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地域では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。</p>
<p><b>学校における災害時の児童生徒の安全確保【学校教育課】</b></p> <p>学校長は、強い地震(震度4以上とする)などの災害が発生した場合、直ちに児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行うとともに、特に、低地に位置する学校については、津波の有無などに関する情報を収集するものとする。学校長は、災害発生とともに、災害状況に応じた学校の避難等の計画に基づいた適切な措置を講ずるものとする。特に学校施設外に避難する場合は、地域住民等に協力を求めて避難移動中の安全を確保するものとする。</p>
<p><b>水門等の効果的な管理運用【維持管理課、農水産整備課】</b></p> <p>大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、県等との連携を図りながら、水門・樋門の自動化、遠隔操作化を含めた操作従事者の安全確保を考慮した効果的な管理運用を推進する。</p>
<p><b>水防テレメータシステムの整備【維持管理課】</b></p> <p>市区町村管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を設置し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。</p>

<b>海岸保全施設対策【危機管理課、維持管理課】</b>
従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実にを行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるものとする。
<b>津波危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】</b>
<b>住宅・建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【建築行政課】</b>
<b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>

<b>1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</b>
<b>雨水幹線による浸水被害の軽減【下水道課】</b>
浸水被害の軽減対策を計画的に進めるため、うるま市雨水管理総合計画を策定し、雨水幹線を計画的に整備して浸水被害の軽減を図る。
<b>急傾斜地における安全な宅地開発【都市政策課、建築行政課】</b>
江洲や高江洲、豊原、塩屋、川田付近などの眺望のよい急斜面地での宅地開発については、「うるま市防災マップ」等により地すべり等の危険を周知するとともに、土地利用規制の活用や開発許可制度等より一定の開発規制を行い、居住者の安全性の向上を推進する。 また、急傾斜地における宅地の開発者に対しては、宅地の安全確保を促進する。
<b>洪水ハザードマップの作成【都市政策課、危機管理課】</b>
水位情報周知河川における洪水予報や、浸水想定区域周辺住民への情報伝達についての、体制を整備するとともに、洪水ハザードマップの作成・配布等により、地域における防災活動や避難活動等を支援する。
<b>河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【危機管理課、維持管理課】</b>
地震による河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。 河川沿いで土砂崩落が発生した場合、その地域がダム化するおそれがあることから、危険な箇所について調査把握し、その対策工事に努めるものとする。 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

<p><b>高潮、波浪等の対策防災施設の整備 【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】</b></p> <p>以下の対策について、県と協力して取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。</li> <li>・施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。</li> <li>・海岸と海岸付近の各施設(河川施設・港湾施設・漁港施設)との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。</li> <li>・高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。</li> <li>・越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。</li> <li>・コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。</li> </ul>
<p><b>台風災害事前対策の推進 【危機管理課】</b></p> <p>台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう市民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の広報</li> <li>・暴風時等の危険場所に関する注意喚起</li> <li>・避難場所の設定及び利用に関すること</li> <li>・市民への協力事項(ゴミ収集日の変更等)</li> <li>・気象情報に関すること</li> </ul>
<p><b>降雨等による水害・土砂災害の防止 【危機管理課、都市政策課、沖縄県】</b></p> <p>市は、災害の発生に備え、関係機関等と連携し、避難対策を実施する。</p> <p>県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止策を講じる。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に留意する。県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨(土砂災害)警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。また、国に対して緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。</p>
<p><b>老朽ため池等整備事業の推進 【農水産整備課】</b></p> <p>かんがい用水施設等について、老朽化により堤体及び取水施設等が大雨時に損壊し、周辺及び下流地域等に多大な被害が生じることが想定されるものは、緊急度の高いものから順次補修事業の実施を図る。</p>

<b>液状化対策の実施【建築行政課、危機管理課】</b>
市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を促進する。
今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を促進する。
液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した建造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】</b>
<b>水防テレメータシステムの整備【再掲⇒1-2】【維持管理課】</b>
<b>海岸保全施設対策【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課】</b>

<b>1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態</b>
<b>砂防事業の推進【都市政策課、危機管理課、建築行政課】</b>
県が実施する「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定に協力するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を推進する。
また、県と連携し、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進めるとともに、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて対策工事等を実施する。
<b>盛土造成地等の対策【建築行政課、危機管理課】</b>
宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進める。
<b>地すべり対策事業の推進【農水産整備課、危機管理課】</b>
地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業として、県の地すべり防止区域だけでなく、市においても必要に応じその対策事業を検討推進していく。
<b>土砂崩落防止事業の推進【農水産整備課、農政課、危機管理課】</b>
農地及び農業用施設、その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩落を未然に防ぐため、土砂崩落の危険性のある地域を中心に事業を推進する。
<b>流木災害対策の推進【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】</b>
国、都道府県は、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。また、国、都道府県、市区町村は、河岸浸食により流木となる可能性のある立木などの伐採を行う。

<p><b>要配慮者利用施設(高齢者施設)の避難確保計画作成【介護長寿課、障がい福祉課】</b></p> <p>土砂災害警戒区域や浸水想定区域内を主とした要配慮者利用施設(高齢者施設)において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施などの取組に関する支援を促進する。</p>
<p><b>土砂災害警戒区域における避難体制の整備【危機管理課】</b></p> <p>土砂災害防止法(第7条)に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害による人的被害を防止するために必要な避難体制等に関する事項を定めるものとする。</p>
<p><b>農地保全整備事業の推進【農水産整備課、危機管理課】</b></p> <p>風雨などによって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。</p>
<p><b>農地防災事業の推進【農水産整備課】</b></p> <p>地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。</p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>急傾斜地における安全な宅地開発【再掲⇒1-3】【都市政策課、建築行政課】</b></p>
<p><b>台風災害事前対策の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課】</b></p>
<p><b>降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】</b></p>

<p><b>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</b></p>
<p><b>災害情報の収集・伝達体制の充実【危機管理課、警防課】</b></p> <p>災害に関する情報を災害発生後素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器等の充実</li> <li>・通信設備の不足時の備え</li> <li>・情報分析体制の充実</li> <li>・災害対策実施方針の備え</li> </ul>
<p><b>船舶の被害防止対策の推進【維持管理課、農水産整備課、都市政策課】</b></p> <p>災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港内停泊船は、安全な海域に移動させる。</li> <li>・岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。</li> <li>・荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。</li> <li>・航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。</li> </ul>

<p>・災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。</p>
<p><b>妊産婦・新生児等要援護者支援体制の構築【子育て世代包括支援センター】</b></p> <p>妊産婦・新生児等の対象者において、支援者不在等の理由から援助を要すると判断される者、援助を希望する者を把握し、名簿管理が行えるようにする。</p>
<p><b>避難行動要支援者の避難支援【福祉政策課】</b></p> <p>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などに基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に向けた取り組みを実施する。</p> <p>避難支援にあたっては、地域住民、自治会・自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、避難場所等への誘導及び安否の確認に努める。</p>
<p><b>各防災訓練の実施(福祉避難所開設訓練の実施)【福祉政策課】</b></p> <p>防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、個別の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波の発生を想定し、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保訓練</li> <li>・ 避難行動要支援者等の避難支援、避難誘導訓練</li> </ul>
<p><b>原子力災害に対する警戒体制を取るために必要な体制等の整備【危機管理課、環境課、警防課】</b></p> <p>市は、関係機関から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合やモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
<p><b>原子力災害に対する情報の収集・連絡体制等の整備【危機管理課、環境課、警防課】</b></p> <p>市は、国・県及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>また、災害発生に備え、通信設備等の充実にも努めるものとする。</p>
<p><b>原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【危機管理課、各担当課】</b></p> <p>市は、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者、避難行動要支援者及び一時滞在者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。</p>

<p><b>原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発【危機管理課、環境課】</b></p> <p>市及び県は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。</p> <p>防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質及び放射線の特性に関すること</li> <li>・原子力災害とその特性に関すること</li> <li>・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</li> <li>・緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>・コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</li> <li>・緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること</li> </ul>
<p><b>放射能影響の早期把握のための活動【危機管理課、環境課】</b></p> <p>県及び中城海上保安部が、国(文部科学省)と協力して実施する原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査【環境放射能モニタリング】の結果について、市に迅速に情報が提供される体制の整備に努めるものとする。</p>
<p><b>通信施設災害予防計画の推進【危機管理課】</b></p> <p>市、県、NTT西日本沖縄支店、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。</p> <p>特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。</p>
<p><b>放送施設災害予防計画の推進【危機管理課】</b></p> <p>各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置</li> <li>・放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置</li> <li>・災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立</li> <li>・その他必要と認められる事項</li> </ul>
<p><b>共聴施設の耐災害性強化【DX 推進課】</b></p> <p>平成 23 年に地上デジタル放送が開始されるに伴い発生した難視聴地域(池味・宮城・平敷屋)解消のために整備した共聴設備の更新を検討し耐災害性強化を図る。</p>
<p><b>情報通信インフラの整備【プロジェクト推進2課、危機管理課】</b></p> <p>あまわりパークにおいて、観光客等利用者の利便性の向上や施設管理者の円滑な業務遂行のため、無線 LAN や Wi-Fi 等の情報通信インフラを整備する。</p>

<p><b>観光客・旅行者・外国人等の安全確保【観光振興課】</b></p> <p>市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設(フェリー、バス等)等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。</p>
<p><b>観光客等対策計画の推進【観光振興課、危機管理課、警防課】</b></p> <p>市は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、市民等への伝達方法のほかに、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。</p> <p>また、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。</p>
<p><b>情報発信や案内看板等の多言語化【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパーク施設内の案内・誘導看板を設置すると共にインバウンド観光客の来場を想定した多言語化による表記も実施する。</p> <p>デジタルサイネージによる市全域の観光情報の発信及び台風等災害時における気象情報等の発信をする。</p> <p>災害発生時において円滑な避難誘導や指示等が行えるよう市とあまわりパーク管理者との協議の上防災避難計画を策定する。</p> <p>現場で円滑な避難誘導指示が出来るようあまわりパークスタッフは災害を想定した避難訓練・研修等を定期的実施する。</p>
<p><b>情報発信や案内看板等の多言語化【観光振興課、危機管理課、沖縄県、国】</b></p> <p>防災関連情報の多言語放送について検討・推進する。住民及び訪日・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める。</p>
<p><b>火薬類保管施設の応急対策【警防課】</b></p> <p>市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。</p>
<p><b>高圧ガス保管施設の応急対策【警防課、危機管理課】</b></p> <p>市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>
<p><b>石油類の危険物施設の応急対策【警防課】</b></p> <p>市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。</p>
<p><b>毒物劇物保管施設の応急対策【警防課】</b></p> <p>市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>

<p><b>出火防止対策【農政課】</b></p> <p>以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識の設置</li> <li>・焼払い等火入れの指導</li> <li>・森林法等に基づく規制措置</li> <li>・出火防止策と火入れの中止</li> </ul>
<p><b>林野火災対策の推進【警防課、農政課】</b></p> <p>県、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の市域内での計画推進体制を確立する。</p> <p>市消防においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。</p>
<p><b>林野火災対策用資機材の整備と操法訓練【警防課】</b></p> <p>市消防は、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努める。</p> <p>市消防は、県など関係機関共同で行う林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加し、広域な林野火災時に備えるものとする。</p>
<p><b>災害時の島しょ地域の情報収集【危機管理課、警防課】</b></p> <p>市は、島しょ地域の災害応急対策等のため、必要に応じて以下により被害状況を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等からの情報収集</li> <li>・市職員等の派遣</li> <li>・上空からの情報収集の要請</li> </ul>
<p><b>総合防災訓練の実施【危機管理課】</b></p> <p>広域的総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図る。</p> <p>市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震津波防災訓練を実施する。特に島しょ地域においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。</p>
<p><b>津波危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】</b></p>
<p><b>市民の防災意識の向上【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】</b></p>
<p><b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b></p>
<p><b>防災教育の推進【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>津波災害に備えた避難道路の整備【再掲⇒1-2】【都市政策課、道路整備課、危機管理課】</b></p>
<p><b>津波危険に関する啓発【再掲⇒1-2】【危機管理課】</b></p>
<p><b>監視警戒体制等の整備【再掲⇒1-2】【危機管理課】</b></p>

津波危険区域の指定【再掲⇒1-2】【危機管理課】
津波避難所の指定要件及び整備【再掲⇒1-2】【危機管理課】
津波避難ビルの指定等【再掲⇒1-2】【危機管理課】
学校における災害時の児童生徒の安全確保【再掲⇒1-2】【学校教育課】
水防テレメータシステムの整備【再掲⇒1-2】【維持管理課】
台風災害事前対策の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課】
要配慮者利用施設(高齢者施設)の避難確保計画作成【再掲⇒1-4】【介護長寿課、障がい福祉課】
土砂災害警戒区域における避難体制の整備【再掲⇒1-4】【危機管理課】
各防災訓練の実施【福祉避難所開設訓練の実施】【再掲⇒1-5】【福祉政策課】

<b>1-6 原子力災害に伴う放射性物質の大規模拡散・流出時において、避難が進まず多数の被ばく者の発生</b>
<b>原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実 【警防課、危機管理課】</b>
市、県、市消防、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。
<b>米軍との相互応援体制の整備 【危機管理課】</b>
国、県との連携を密に原子力艦船等の入港時における放射能モニタリングの強化を促進するものとする。 不慮の事故発生により放射能漏れ、若しくはそのおそれが生じた場合を想定した緊急通報体制の強化及び事故対策にあたっての国・県・市の役割を踏まえた応急対策計画の作成等、国・県との連携を図り、その対策に努めるものとする。 米軍との協力体制による一層の予防対策を行うとともに、地域における啓発活動や防災活動を推進する。
<b>原子力災害に対する警戒体制を取るために必要な体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b>
<b>原子力災害に対する情報の収集・連絡体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b>
<b>原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、各担当課】</b>
<b>原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】</b>
<b>放射能影響の早期把握のための活動【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】</b>

## 目標2 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 災害時における給水確保の推進【危機管理課】

発災後、被災者等に対する円滑な救援活動のため、速やかに飲料水を確保しなければならない場合、市は、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に飲料水の提供を要請する。医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。給水に際し、防災行政無線や広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を市民に広報するものとする。

水の供給は、あらゆるライフラインの中でも最も重要なものであるため、水道対策部は、災害等により被災した水道施設の復旧については速やかに取り組むこととする。

#### 災害時における食料配給の体制整備【管財課、危機管理課】

避難所への食料の輸送については、調達先に依頼することとするが、当該調達先が輸送できないときは、市が所有する車両及び市職員で対応する。配給を実施する場合は、各避難所で実施責任者を定める。また、避難所内でボランティアを募るなど、円滑な配給が実施できるよう必要な人員を確保する。

配給する食料が不足する場合には、各避難所は、乳幼児や子ども、妊婦、高齢者及び障がい者を優先的に配給することを原則とし、その他の順位については、各避難所の運営組織等と十分な調整を行うものとする。避難所への食料の輸送については、調達先が輸送できない場合に備え、市所有車両(公用車)を確保する。

#### 災害時の炊出しによる食料配給の実施【危機管理課、学校給食センター、警防課】

炊出しに必要となる米や調味料等の原材料などについては、企画対策部企画情報班で支援協定締結企業等からの調達をはじめ、不足する分については、県へ要請し、確保に努めるものとする。

炊出しは、可能な限り各避難所等(補助施設として給食センター:学校給食優先)で行い、各避難所の運営組織をはじめ、自治会、赤十字奉仕団、女性団体連合会等のボランティアに協力を要請し行う。

炊出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

#### 災害時の生活必需品物資等の調達【危機管理課、商工労政課】

市は、備蓄している物資のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、物資の提供を要請する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

<p><b>物資及び資機材の確保【管財課、警防課、危機管理課、沖縄電力、うるま市社会福祉協議会】</b></p> <p>市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。</p> <p>市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。</p> <p>また、島しょ地域である本県においては、本土と比較しエネルギー調達の制約を受けやすいことから、自立分散型エネルギーの導入に加え、石油やLPガスに限らず液化天然ガス(LNG)等を含めたエネルギーの多様化を推進する。</p> <p>社会福祉協議会は、各種団体・企業との応援協定の締結を通じて、災害ボランティアへの資機材提供など、必要物品等の確保等に向けた取組を推進する。</p>
<p><b>輸送手段の確保【管財課、農水産整備課、産業政策課】</b></p> <p>市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。</p> <p>また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。</p> <p>中城海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等の事前協議を図っておく。</p>
<p><b>災害時における食料の供給【危機管理課、産業政策課】</b></p> <p>市は、備蓄している食料のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、食料の提供を要請する。</p> <p>必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。</p>
<p><b>食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実【危機管理課】</b></p> <p>食料・水・被服寝具等の食料生活必需品について、市の規模を考慮したうえ災害発生後3日以内に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭及び地域での確保がなされるような対策を講じる。</p> <p>なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。</p> <p>また、市は、食料の備蓄の目安として市の人口の20分の1の3日分を目標とし、備蓄倉庫等を含めた整備に努める。飲料水の備蓄については、食料の備蓄量を勘案した数量の整備に努める。</p>
<p><b>災害時の救援物資の提供【危機管理課】</b></p> <p>救援物資は、食料と生活必需品に仕分け、被災者のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供できるよう調整する。特に、食料品で保存がきかないものは、ほかに優先して配布する。</p> <p>また、食料物資の配布にあたっては、必要に応じて、沖縄県栄養士会等から栄養管理等の指導・助言を受けるものとする。</p>

<p><b>被災者の保護・救援のための事前措置【各担当課】</b></p> <p>被災者に対して、きめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災拠点化の推進</li> <li>・家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発</li> <li>・応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置</li> <li>・物価の安定等の事前措置</li> <li>・文教対策に関する事前措置</li> <li>・児童・生徒・園児等(子ども部)の保護等の事前措置</li> <li>・広域一時滞在等の事前措置</li> <li>・家屋被害調査の迅速化</li> </ul>
<p><b>被災者の保護・救援のための事前措置(避難行動要支援者)【福祉政策課】</b></p> <p>被災者に対して、きめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所のリストアップ</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援体制の構築</li> </ul>
<p><b>要配慮者の避難生活への支援【福祉政策課】</b></p> <p>以下の対策を関係部署・機関と連携し推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人との福祉避難所協定書締結</li> <li>・指定避難所への福祉専用スペースの設置</li> <li>・福祉サービスの持続的支援</li> </ul>
<p><b>災害時の要配慮者の配慮【障がい福祉課、危機管理課、子育て世代包括支援センター、うるま市社会福祉協議会】</b></p> <p>市は、災害時要配慮者に対する福祉支援として以下の2つを中心に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般避難所については、県災害派遣福祉チーム(DWAT)が被災地に介入する際の受入体制の整備</li> <li>・福祉避難所の市における指定、設置、備品の整備、運営体制の整備、福祉関連事業所との協定締結等の推進</li> </ul> <p>社会福祉協議会は、職員の県災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を推進する。</p>

<p><b>応援体制の強化【危機管理課】</b></p> <p>市は、県の指導・助言を受けながら次の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村間の相互応援協力協定締結の推進</li> <li>・市内関係業界や民間団体との連携体制の充実</li> <li>・専門ボランティアとの連携体制の充実</li> <li>・応援機関等の受援施設(活動拠点)の指定</li> <li>・自衛隊との連携の充実</li> <li>・在日米軍との協力体制の充実</li> <li>・応援・受援の備え</li> </ul>
<p><b>社会教育施設等の対策【教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター、図書館、給食センター】</b></p> <p>社会教育施設は、市の災害対策のために利用される施設が多々あることから、各施設の管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実施するよう努めるものとする。</p>
<p><b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】</b></p> <p>災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、市有施設において、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化を一層促進する。</p> <p>災害時の防災拠点として施設や通信環境などの整備を要する。防災拠点としての機能を維持するために必要なエネルギーの確保について、電力供給が停止した際にも、災害拠点機能を維持するため、非常用発電設備の設置等による災害時のエネルギーの確保を検討する。</p> <p>例)非常用発電、通信設備(沖縄県総合行政情報通信ネットワーク外)、トイレ等</p>
<p><b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパーク内において今後建設が予定されている施設についても観光客や利用者の安全を確保するため耐震化を図っていく。</p>
<p><b>福祉避難所の指定・整備【危機管理課、福祉政策課】</b></p> <p>一般の指定避難所(収容避難所)では生活することが困難な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者が、避難所生活において、集中して特別な配慮が受けられるよう一般の避難所とは別に用意する必要がある。</p> <p>福祉避難所の指定にあたっては、耐火・耐震構造でバリアフリー設備を備えた公共施設とし、十分な避難所を確保することが難しい場合は、社会福祉施設等と調整し、受入れ体制等の調整を図ることとする。</p>

<p><b>災害時対応訓練及び点検の実施【水道総務課】</b></p> <p>職員の防災意識の向上と災害時の応急対策の実効性を確保するため、危機管理対策マニュアル（水道事業）及び水道事業BCPに基づき、定期的に災害時対応訓練、点検を行う。（災害時対応訓練の実施）</p> <p>災害時における応急給水活動を迅速に行うために、平時から応急給水体制を定期的に確認するとともに、市管工事業協同組合や自治会等とも連携を図り、応急給水訓練を行う。（応急給水訓練の実施）</p>
<p><b>災害時における応急給水設備及び応急給水資機材の確保【水道総務課、工務課】</b></p> <p>災害時の応急給水活動に備えるため、うるま市管工事業協同組合と連携して、給水タンク、運搬車の確保を図る。また、現在保有している非常用給水袋の計画的な更新を図る。（応急給水資機材の確保）</p> <p>災害時の対応として配水池に緊急遮断弁を設置しているが、与那城・勝連地区の配水池への設置が未定であることから、当該地区主要配水池で緊急遮断弁の設置に向けて調査に取り組む。</p>
<p><b>災害時に備えた市民への飲料水備蓄協力の周知【水道総務課】</b></p> <p>災害で断水が発生した場合、被害の規模によっては、応急給水活動や管路復旧には時間を要する。そのため自助の果たす役割が重要となることから、市民に対して平時から飲料水の備蓄を水道広報誌や市ホームページを活用し、周知を図る。（市民への災害時に備えた飲料水備蓄協力の周知）</p>
<p><b>災害時における給水確保の推進【水道総務課、営業課、工務課】</b></p> <p>災害時においても水道水の給水を応急給水により実施しながら、水道機能の維持及び早期回復を図る。また、医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。（応急給水及び応急復旧活動の実施）</p> <p>給水に際し、防災行政無線や広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を市民に広報するものとする。（広報活動の実施）</p>
<p><b>災害時における応急給水体制の構築と各関係機関との連携強化【水道総務課、営業課、工務課】</b></p> <p>水の供給の長期途絶を回避するため、被災後の迅速な早期復旧を図り、応急給水体制を構築する。</p> <p>地元工事業者会との応援支援体制の構築、沖縄県水道災害相互応援協定や日本水道協会による災害応援の仕組み【地震等緊急時対応の手引き】の活用などが行えるように応急給水マニュアルなど各種マニュアルの策定に取り組む。</p> <p>平時から関係機関との連絡会議を開催し、連携体制を強化する。</p>
<p><b>上水道施設の耐震性の強化【工務課】</b></p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震施工を行う。</p> <p>施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。</p> <p>代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。</p>

<p><b>上水道施設災害応急対策の推進【工務課】</b></p> <p>水道事業者は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水ブロックごとの配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。また、地元工事事業者や災害応援協定による応急復旧活動の体制を確保するため、連絡会議や訓練を実施し、連携を強化する。</p>
<p><b>交通確保・緊急輸送体制の充実【危機管理課】</b></p> <p>以下の対策を推進していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制計画の作成等</li> <li>・重要道路啓開のための体制整備</li> <li>・緊急輸送基地の選定及び整備</li> <li>・臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・緊急通行車両の事前届出の徹底</li> <li>・運送事業者との連携確保</li> <li>・緊急輸送道路の整備</li> </ul>
<p><b>防災対策に係る土地利用の推進【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパークにおいて、観光客や利用者等の一時的な安全を確保するため、施設内のオープンスペース等を開放する。</p> <p>災害時において必要がある場合はあまわりパーク管理者は避難民受入施設として開放する等市へ協力を行うものとする。</p> <p>勝連城跡公園を整備していく際、夜間等においても周辺住民が避難出来るような動線・配置計画を実施していく。</p> <p>勝連城跡公園の供用開始後について、災害時には市と公園管理者の協力体制の元、周辺住民の避難受入等オープンスペースの開放を実施していく。</p>
<p><b>道路網の整備【都市政策課、危機管理課】</b></p> <p>道路は、市民生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮することから、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。</p>

**復興における防災まちづくり【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】**

防災まちづくりにあたっては、避難道路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民の合意を得るよう努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

避難場所としては、公園緑地や防災広場等のオープンスペースの整備に努める。

**復興における防災まちづくり【プロジェクト推進2課】**

- ・勝連城跡公園の供用開始後において、災害等が発生した際には市と公園管理者との協力連携の元、施設利用者や周辺住民の避難場所として開放する。
- ・復興にかかる一時的な拠点施設として、必要に応じて公園等のオープンスペースを開放する。
- ・災害時において必要がある場合はあまわりパーク管理者は避難民受入施設として開放する等市へ協力を行うものとする。

**ヘリポート整備の検討【危機管理課】**

市は、県や関係機関と連携して、島に救援ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備について検討する。

また、ヘリポートの整備については、天候不良時や夜間の離発着の安全を確保するため、対空照明や風向表示コーン等の設置についても検討する。

**台風接近に対する島しょ地域の孤立化等対策【危機管理課】**

市民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発・啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

**島しょ地域支援の進出拠点の設置【危機管理課、企画政策課、警防課】**

市は、島しょ地域の支援のための拠点施設を必要に応じて設置する。設置場所については、支援の内容や規模等に応じて市内の公共施設から選定する。

**島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】**

以下の対策を積極的に推進する。

- ・港湾・漁港対策
- ・道路対策
- ・通信施設対策
- ・停電対策

<p><b>島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【危機管理課、警防課】</b></p> <p>以下の対策を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島しょ地域への応援体制の強化</li> <li>・備蓄拠点の確保等</li> <li>・臨時ヘリポートの確保</li> </ul>
<p><b>島しょ地域の支援体制の整備【警防課、危機管理課】</b></p> <p>市は、地震・津波により島しょ地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合は、防災関係機関と連携し、本島側からの空輸等を中心とした総合的な支援体制をとるものとする。</p>
<p><b>島しょ地域への輸送手段の確保【農水産整備課、危機管理課】</b></p> <p>市は、島しょ地域への職員、物資等の輸送のため、必要に応じて、自衛隊、第十一管区海上保安本部等に航空機による輸送の要請について、県を通じて行うものとする。</p> <p>また、港湾、漁港の復旧による海上輸送に備え、海上輸送機関及び漁業協同組合等に要請し、輸送船舶の確保に努めるものとする。</p>
<p><b>防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b></p>
<p><b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b></p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>

<p><b>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</b></p>
<p><b>避難所の指定・整備【危機管理課】</b></p> <p>地震・津波災害から安全な場所に市民等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。</p>
<p><b>狭あい道路の拡張整備【都市政策課、道路整備課、建築行政課】</b></p> <p>市街地や集落地においては、災害時の消防活動や救出活動をスムーズにするため、狭あい道路や行き止まり道路の改善に努める。</p>
<p><b>緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化【建築行政課、沖縄県、国】</b></p> <p>救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。</p>

<p><b>災害対応に不可欠な建設業との連携【警防課、危機管理課、各事業者】</b></p> <p>災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。また、災害の規模によっては都道府県を通じて市外建設団体にも支援を要請する。</p> <p>災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。</p>
<p><b>災害時の障害物の除去【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】</b></p> <p>市は、住居又はその周辺に運ばれた障害物などで、日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を災害救助法に基づき実施する。</p> <p>道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を撤去する。特に交通路の確保のため、緊急輸送道路を優先的に行う。また、平時において、道路沿い植樹等の倒木による通行の妨げ防止のため、事前伐採などを実施し、リスクの低減を図る。</p> <p>河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。</p> <p>中城海上保安部(金武中城港長)は、金武中城港において、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。</p>
<p><b>道路施設の整備【危機管理課、維持管理課】</b></p> <p>道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。</li> <li>・耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。</li> </ul>
<p><b>港湾・漁港の整備【農水産整備課、沖縄県】</b></p> <p>地震、津波によって大きな機能麻痺を生じないよう、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港 において、耐震強化岸壁、液状化対策、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。</p> <p>島しょ地域においては、海上交通が重要な意味を持つことから、特に留意する必要がある。</p>

<p><b>島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】</b></p> <p>市は、以下の対策を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立想定訓練</li> <li>・知識の普及</li> <li>・自主防災組織の育成</li> </ul> <p>社会福祉協議会は、自主事業である「地域づくり支援事業」を通じて、自主防災組織等の活動に向けた平時からの要配慮者の見守りや発災時の備えについて、住民意識の醸成を行う。また、地域で持続可能な防災訓練等への情報提供や助言・活動支援を推進する。</p>
<b>津波危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】</b>
<b>住宅・建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【建築行政課】</b>
<b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b>
<b>不燃、耐風耐震性建築物の促進対策【再掲⇒1-1】【建築行政課、維持管理課】</b>
<b>防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b>
<b>林野火災対策計画の推進【再掲⇒1-1】【農政課、警防課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>防災対策に係る土地利用の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、企画政策課、危機管理課】</b>
<b>火薬類災害予防計画の推進【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課】</b>
<b>都市基盤施設の防災対策に係る整備【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、農水産整備課、危機管理課】</b>
<b>津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】</b>
<b>津波危険に関する啓発【再掲⇒1-2】【危機管理課】</b>
<b>陸閘の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】</b>
<b>水門等の効果的な管理運用【再掲⇒1-2】【維持管理課、農水産整備課】</b>
<b>海岸保全施設対策【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課】</b>
<b>急傾斜地における安全な宅地開発【再掲⇒1-3】【都市政策課、建築行政課】</b>
<b>洪水ハザードマップの作成【再掲⇒1-3】【都市政策課、危機管理課】</b>
<b>河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課、維持管理課】</b>
<b>高潮、波浪等の対策防災施設の整備【再掲⇒1-3】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】</b>
<b>台風災害事前対策の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課】</b>
<b>降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】</b>
<b>老朽ため池等整備事業の推進【再掲⇒1-3】【農水産整備課】</b>
<b>砂防事業の推進【再掲⇒1-4】【都市政策課、危機管理課、建築行政課】</b>
<b>盛土造成地等の対策【再掲⇒1-4】【建築行政課、危機管理課】</b>

地すべり対策事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
土砂崩落防止事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、農政課、危機管理課】
流木災害対策の推進【再掲⇒1-4】【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】
要配慮者利用施設(高齢者施設)の避難確保計画作成【再掲⇒1-4】【介護長寿課、障がい福祉課】
土砂災害警戒区域における避難体制の整備【再掲⇒1-4】【危機管理課】
農地保全整備事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
災害に強い路網整備の推進【再掲⇒1-4】【環境課、危機管理課、維持管理課】
災害情報の収集・伝達体制の充実【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】
出火防止対策【再掲⇒1-5】【農政課】
林野火災対策の推進【再掲⇒1-5】【警防課、農政課】
林野火災対策用資機材の整備と操法訓練【再掲⇒1-5】【警防課】
災害時の島しょ地域の情報収集【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】
被災者の保護・救援のための事前措置【再掲⇒2-1】【各担当課】
応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】
社会教育施設等の対策【再掲⇒2-1】【教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター、図書館、給食センター】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】
台風接近に対する島しょ地域の孤立化等対策【再掲⇒2-1】【危機管理課】
島しょ地域支援の進出拠点の設置【再掲⇒2-1】【危機管理課、企画政策課、警防課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
島しょ地域の支援体制の整備【再掲⇒2-1】【警防課、危機管理課】
島しょ地域への輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【農水産整備課、危機管理課】

<b>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足</b>
<b>救出救助用資機材の確保体制の充実【商工労政課、危機管理課】</b>
<p>災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、市民等が身近に確保できるよう、整備に努める。</p> <p>① 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助  ② 各家庭、事業所等に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発  ③ 救助工作車・救助資機材等の市消防への整備促進  ④ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進  ⑤ 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進</p> <p>※④⑤ 以外は他課にまたがる</p> <p>自治会→市民協働課、各家庭→市民部、市消防→消防警防課</p>
<b>消防職員等の充実【消防総務課、警防課】</b>
<p>消防職員数について、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める。</p> <p>消防団員の充実に向けて、地域に必要な消防団員数の検討、市民への消防団活動の広報、防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討、青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進を実施する。</p>
<b>消防水利の多様化【警防課、危機管理課、教育施設課、公園整備課】</b>
<p>防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、学校のプールやため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p>防災機能を有する公園において、耐震性貯水槽等の適正な配置に努めるものとする。</p>
<b>公的機関等の業務継続性の確保【危機管理課】</b>
<p>市及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。</p>
<b>消防教育訓練の充実強化【消防総務課】</b>
<p>「消防教育訓練計画」に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。</p>
<b>消防制度等の確立【消防総務課】</b>
<p>市における消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。</p>

<p><b>消防体制の充実・指導【消防総務課、予防課、警防課】</b></p> <p>市において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。</p> <p>また、多くの人が入り又は勤務する施設(学校、ホテル、大型店舗、工場、事業所、危険物関係施設等)において、自衛消防隊(自主防災組織等)の結成及び消防訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。</p> <p>さらに、防火ビラの配布、講演会、その他防火行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。</p>
<p><b>地域防災訓練等の促進【危機管理課、警防課、中部地区医師会】</b></p> <p>市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。</p> <p>また、沖縄県医師会による災害医療研修に対して、市内医療機関の参加を促進するとともに、市職員も参加する。</p>
<p><b>緊急輸送道路ネットワークの形成【道路整備課、維持管理課、警防課】</b></p> <p>道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路(緊急輸送道路)幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点(港湾、臨時ヘリポート等)へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。</p>
<p><b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b></p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>被災者の保護・救援のための事前措置【再掲⇒2-1】【各担当課】</b></p>
<p><b>被災者の保護・救援のための事前措置(避難行動要支援者)【再掲⇒2-1】【福祉政策課】</b></p>
<p><b>応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b></p>

<p><b>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者【観光客を含む】への水・食料等の供給不足</b></p>
<p><b>交通機関応急対策計画の推進【都市政策課、農水産整備課、維持管理課】</b></p> <p>バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。</p> <p>旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。</p>

<b>路線バス等地域公共交通の確保【都市政策課、危機管理課、沖縄県、国、各事業者】</b>
災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。
<b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b>
<b>防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】</b>
<b>津波避難所の指定要件及び整備【再掲⇒1-2】【危機管理課】</b>
<b>観光客・旅行者・外国人等の安全確保【再掲⇒1-5】【観光振興課】</b>
<b>観光客等対策計画の推進【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、警防課】</b>
<b>情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【プロジェクト推進2課】</b>
<b>情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、沖縄県、国】</b>
<b>災害時における給水確保の推進【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>災害時における食料配給の体制整備【再掲⇒2-1】【管財課、危機管理課】</b>
<b>災害時の炊出しによる食料配給の実施【再掲⇒2-1】【危機管理課、学校給食センター、警防課】</b>
<b>災害時の生活必需品物資等の調達【再掲⇒2-1】【危機管理課、商工労政課】</b>
<b>物資及び資機材の確保【再掲⇒2-1】【管財課、警防課、危機管理課、沖縄電力、うるま市社会福祉協議会】</b>
<b>輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【管財課、農水産整備課、産業政策課】</b>
<b>災害時における食料の供給【再掲⇒2-1】【危機管理課、産業政策課】</b>
<b>食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>災害時の救援物資の提供【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>被災者の保護・救援のための事前措置【再掲⇒2-1】【各担当課】</b>
<b>被災者の保護・救援のための事前措置（避難行動要支援者）【再掲⇒2-1】【福祉政策課】</b>
<b>応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>社会教育施設等の対策【再掲⇒2-1】【教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター、図書館、給食センター】</b>
<b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】</b>
<b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】</b>
<b>災害時対応訓練及び点検の実施【再掲⇒2-1】【水道総務課】</b>

災害時における応急給水設備及び応急給水資機材の確保【再掲⇒2-1】【水道総務課、工務課】
災害時に備えた市民への飲料水備蓄協力の周知【再掲⇒2-1】【水道総務課】
災害時における給水確保の推進【再掲⇒2-1】【水道総務課、営業課、工務課】
災害時における応急給水体制の構築と各関係機関との連携強化【再掲⇒2-1】【水道総務課、営業課、工務課】
上水道施設の耐震性の強化【再掲⇒2-1】【工務課】
上水道施設災害応急対策の推進【再掲⇒2-1】【工務課】
防災対策に係る土地利用の推進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】
台風接近に対する島しょ地域の孤立化等対策【再掲⇒2-1】【危機管理課】
島しょ地域支援の進出拠点の設置【再掲⇒2-1】【危機管理課、企画政策課、警防課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
島しょ地域の支援体制の整備【再掲⇒2-1】【警防課、危機管理課】
島しょ地域への輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【農水産整備課、危機管理課】
避難所の指定・整備【再掲⇒2-2】【危機管理課】

<b>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</b>
<b>医薬品・衛生材料の確保体制の充実 【健康支援課、子育て世代包括支援センター、危機管理課、警防課、沖縄県】</b>
<p>県立病院及びその他の市内の病院における医薬品・衛生材料の確保のほか、市において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。</p> <p>また、緊急調達を迅速に実施できるよう、医薬品等取扱事業者等との協定を締結し、必要に応じ事業者の保有する医薬品等の調達体制を整えるものとする。</p>
<b>緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保 【警防課、沖縄電力】</b>
<p>石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。</p> <p>また、島しょ地域である本県においては、本土と比較しエネルギー調達の制約を受けやすいことから、自立分散型エネルギーの導入に加え、石油やLPガスに限らず液化天然ガス(LNG)等を含めたエネルギーの多様化を推進する。</p> <p>さらに、非常用発電設備の設置等による災害時のエネルギーの確保を検討する。</p>

<p><b>医療・社会福祉施設の耐震化【危機管理課】</b></p> <p>地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。</p>
<p><b>災害時の医療救護所の設置及び地域医療本部との連携体制の整備【健康支援課、子育て世代包括支援センター】</b></p> <p>市町村は、大規模災害の発生時には、市災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を行うものとする。</p> <p>市町村の主な役割は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)医療救護所の設置及び運営等</p> <p>市は、医療機関、地区医師会等の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努める。</p> <p>なお、必要に応じて中部地域医療本部に支援を要請する。ただし、被害が甚大で、市が医療救護所の設置及び運営を実施できない場合は、中部地域医療本部が、医療機関、地区医師会等の協力を得て、医療救護所の設置及び運営を行う。</p> <p>(2)情報収集・提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、医療機関の被災状況、診療状況等及び医療救護所等における医療ニーズの情報収集を行い、中部地域医療本部への情報提供に努める。</li> <li>・市は、中部地域医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有を図るとともに、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。</li> </ul>
<p><b>下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【下水道課】</b></p> <p>下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。</p>
<p><b>震災廃棄物の処理における処分地の確保【環境課、危機管理課、沖縄県】</b></p> <p>市は、市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保に努めるが、それが困難な場合、県は、県内の市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。</p>
<p><b>道路の応急復旧体制の確保【維持管理課】</b></p> <p>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。</p> <p>障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。</p>
<p><b>道路啓開用資機材の整備【維持管理課】</b></p> <p>事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。</p>
<p><b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b></p>

公営住宅の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
空き家対策の推進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
災害時における医療救護計画の推進【再掲⇒1-1】【警防課、健康支援課】
津波災害に備えた避難道路の整備【再掲⇒1-2】【都市政策課、道路整備課、危機管理課】
液状化対策の実施【再掲⇒1-3】【建築行政課、危機管理課】
流木災害対策の推進【再掲⇒1-4】【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】
災害に強い路網整備の推進【再掲⇒1-4】【環境課、危機管理課、維持管理課】
出火防止対策【再掲⇒1-5】【農政課】
応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】
交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】
避難所の指定・整備【再掲⇒2-2】【危機管理課】
狭あい道路の拡張整備【再掲⇒2-2】【都市政策課、道路整備課、建築行政課】
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化【再掲⇒2-2】【建築行政課、沖縄県、国】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
道路施設の整備【再掲⇒2-2】【危機管理課、維持管理課】
緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-3】【道路整備課、維持管理課、警防課】

<b>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</b>
<b>感染症対策の推進【子育て世代包括支援センター、健康支援課、危機管理課、沖縄県】</b>
自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要になることを想定し、県や保健所が実施している自宅療養者等の安全確認や避難方法、避難先等を把握し、必要に応じて市は県と連携し、受け入れ体制を整備するものとする。
<b>犬等及び危険動物の保護・収容【環境課】</b>
市及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

<p><b>床上浸水等による衛生環境の悪化への対策【環境課】</b></p> <p>床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄するとともに、対応にあたる職員の育成を図る。また、感染症拡大防止のための知識や情報を住民に普及・啓発するなど、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討する。</p>
<p><b>災害時の汚水処理【下水道課】</b></p> <p>下水道管理者は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するものとする。</p> <p>また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、汚水処理を適切に行う。</p>
<p><b>災害時の清潔状態の保持【プロジェクト推進2課】</b></p> <p>あまわりパーク内の施設（歴史文化施設、観光ターミナル、都市公園）の清掃管理に努め、観光客や利用者等への良好な衛生状態を常に維持していく。</p> <p>あまわりパーク管理者は災害時において衛生管理上利用者等に支障がある場合は、市をはじめ関係各所へ連絡し対処する。</p>
<p><b>災害時の清潔状態の保持【危機管理課、子育て世代包括支援センター、各担当課】</b></p> <p>市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。</p> <p>また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。</p> <p>なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。</p>
<p><b>災害時の良好な衛生状態の保持【危機管理課】</b></p> <p>市は、被災者が常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。</p>
<p><b>災害時の保健活動【危機管理課、健康支援課、保健師配置の各担当課】</b></p> <p>被災地、避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ医療救護所等を設けるものとする。</p> <p>保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者の健康管理や関係機関との調整を行うものとする。</p>

<p><b>災害時の食生活への指導・助言等【健康支援課】</b></p> <p>各避難所の運営組織等による炊出しや食料の提供においては、賞味期限や保管方法などの食品衛生管理を徹底し、食中毒などの健康二次被害の予防に努める。</p> <p>健康支援班は、災害時の状況に応じて必要と判断したときは、県に対し食品衛生監視班の編成と被災地における食品衛生監視活動を要請するものとする。</p>
<p><b>災害時のし尿の処理【環境課、下水道課】</b></p> <p>市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するものとする。</p> <p>また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿収集・処理を適切に行う。</p>
<p><b>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【危機管理課、健康支援課、子育て世代包括支援センター、障がい福祉課】</b></p> <p>自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、都道府県、市区町村、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。</p> <p>具体的には次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した感染者（濃厚接触者含む）の安否確認</li> <li>・避難を要する感染者（濃厚接触者含む）専用の避難所若しくは区割り（ゾーニング）した避難スペースの設置</li> <li>・感染症対策に留意して、対象者を把握し避難誘導</li> <li>・感染症が拡大しないように避難所を運営</li> </ul>
<p><b>避難所における感染症対策の推進【子育て世代包括支援センター、健康支援課、危機管理課】</b></p> <p>災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発症予防、まん延防止のため予防接種の推進、感染症発症の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症予防対策の推進に取り組むものとする。</p> <p>避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。健康支援班は、避難所設置班と連携し感染症対策に万全を期するものとする。</p>
<p><b>り災児童・生徒の保健管理【教育支援センター、学校教育課】</b></p> <p>市及び県は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。</p> <p>各学校配置の養護教諭及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭支援員等は、教育支援センター等と連携して支援を要する児童生徒の問題解決を図る。</p>
<p><b>し尿処理施設の防災対策の強化【環境課、下水道課】</b></p> <p>石川終末処理場のし尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等を進める。</p>

<b>汚水処理BCP計画策定や災害時の汚水処理の共同化(災害協定)などの拡充【下水道課、水道総務課】</b>
<p>汚水処理BCP計画によって汚水処理施設の共有を図り、汚水処理を行う。</p> <p>下水道BCP【市】による下水道施設の復旧作業を行う。</p> <p>避難者が集まる場所での汚水処理対策を行う。</p>
<b>下水道の広域応援体制の整備【下水道課、水道総務課】</b>
<p>市は、県とともにあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。</p>
<b>下水道施設応急対策の推進【下水道課】</b>
<p>下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、公共枳及び取付管等の復旧を行うものとする。</p>
<b>合併処理浄化槽への転換促進【下水道課】</b>
<p>合併処理浄化槽区域においては、大規模災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を図る。</p>
<b>農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【下水道課、農水産整備課】</b>
<p>汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。</p>
<b>農業集落排水処理施設の防災対策の強化【下水道課、農水産整備課】</b>
<p>農業集落排水処理施設の被災に伴い、汚水処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等を進める。</p>
<b>災害時のペットへの対応【環境課、危機管理課】</b>
<p>市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。</p> <p>避難所において、市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。</p>
<b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>災害時の救援物資の提供【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>災害時の要配慮者の配慮【再掲⇒2-1】【障がい福祉課、危機管理課、子育て世代包括支援センター、うるま市社会福祉協議会】</b>
<b>医薬品・衛生材料の確保体制の充実【再掲⇒2-5】【健康支援課、子育て世代包括支援センター、危機管理課、警防課、沖縄県】</b>
<b>医療・社会福祉施設の耐震化【再掲⇒2-5】【危機管理課】</b>

災害時の医療救護所の設置及び地域医療本部との連携体制の整備【再掲⇒2-5】【健康支援課、子育て世代包括支援センター】

下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-5】【下水道課】

## 目標3 発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<b>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下</b>
<b>防犯カメラの設置【プロジェクト推進2課】</b>
あまわりパーク内での防犯対策や利用者の安全確認等施設の円滑な維持管理運営を図るため防犯カメラを設置する。
<b>無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>消防職員等の充実【再掲⇒2-3】【消防総務課、警防課】</b>
<b>地域防災訓練等の促進【再掲⇒2-3】【危機管理課、警防課、中部地区医師会】</b>
<b>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</b>
<b>道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等【危機管理課】</b>
交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。
<b>企業防災の促進【商工労政課、各事業者】</b>
市及び県は、企業防災の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。
さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災害に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。
各事業者は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、災害時のエネルギーの確保を検討する。また、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>交通機関応急対策計画の推進【再掲⇒2-4】【都市政策課、農水産整備課、維持管理課】</b>

<p><b>3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b></p>
<p><b>ICT部門における業務継続体制の整備【DX推進課】</b></p> <p>非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(ICT部門の業務継続計画)に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。</p> <p>災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、令和2年度に基幹業務システムをクラウド化し、県外のデータセンターを活用しているが、内部管理系システムの一部がオンプレミスであるため、今後、情報システムの機能維持のためのクラウド化への取組を推進する。</p>
<p><b>初動体制における職員の動員配備対策の充実【各担当課】</b></p> <p>市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の家庭における安全確保対策の徹底</li> <li>・災害対策職員の緊急呼出体制等の拡充</li> <li>・消防との連絡体制の強化</li> <li>・執務室等の安全確保の徹底</li> </ul>
<p><b>り災証明の発行【予防課、危機管理課】</b></p> <p>り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。</p> <p>火災発生後に、個々のり災者とその被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、うるま市火災調査規程に基づき、り災者から申請があった場合、消防は、事実を確認した記録または確実な証拠により、り災証明書を交付するものとする。</p>
<p><b>安否参集確認システムの利用促進【職員課】</b></p> <p>職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。</p>
<p><b>災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制【職員課】</b></p> <p>災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールを作成する等して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。</p> <p>詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。</p>
<p><b>災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実【管財課、危機管理課】</b></p> <p>災害発生時に円滑に災害対策本部を設置・運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の耐震性の確保</li> <li>・災害対策本部の設置マニュアルの作成</li> <li>・災害対策本部職員用物資の確保</li> </ul>

<b>職員の防災能力の向上【危機管理課、職員課】</b>
以下の対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を対象とした防災研修の実施、参加</li> <li>・防災担当職員及び災害担当職員の養成</li> <li>・民間等の人材確保</li> </ul>
<b>代替庁舎の確保【管財課】</b>
代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。 代替施設への移転に必要な公用車の確保を行う。
<b>被災者台帳の作成【危機管理課】</b>
市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じ整備し、市の内部で共有・活用する。
<b>情報通信システムの電源途絶に対する対応検討【DX推進課】</b>
電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための庁内各システムのクラウド化などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。
<b>公共施設の耐震化の確保【再掲⇒1-1】【各担当課】</b>
<b>防火対象物・危険物施設への立入検査の実施【再掲⇒1-1】【予防課】</b>
<b>防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b>
<b>公共建築物の耐風及び耐火対策(市庁舎)【再掲⇒1-1】【管財課】</b>
<b>公共建築物の定期点検及び定期検査(市庁舎)【再掲⇒1-1】【管財課】</b>
<b>公共施設の耐震化の確保(市庁舎)【再掲⇒1-1】【管財課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>社会教育施設等の対策【再掲⇒2-1】【教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター、図書館、給食センター】</b>
<b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】</b>
<b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】</b>
<b>公的機関等の業務継続性の確保【再掲⇒2-3】【危機管理課】</b>
<b>消防教育訓練の充実強化【再掲⇒2-3】【消防総務課】</b>
<b>消防制度等の確立【再掲⇒2-3】【消防総務課】</b>
<b>消防体制の充実・指導【再掲⇒2-3】【消防総務課、予防課、警防課】</b>
<b>地域防災訓練等の促進【再掲⇒2-3】【危機管理課、警防課、中部地区医師会】</b>

## 目標4 発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

<b>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</b>
<b>電力施設災害予防計画の推進【危機管理課、沖縄電力】</b> 災害に伴う電力施設被害の防止について、対策を推進する。 また、電力施設の耐震性確保及び被害を軽減するための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。 また、非常用発電設備の設置等による災害時のエネルギーの確保に取り組み、安定した電力供給ネットワークの構築に向けて民間事業者と連携を図る。
<b>無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>通信施設災害予防計画の推進【再掲⇒1-5】【危機管理課】</b>
<b>島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】</b>
<b>島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】</b>
<b>企業防災の促進【再掲⇒3-2】【商工労政課、各事業者】</b>
<b>ICT部門における業務継続体制の整備【再掲⇒3-3】【DX推進課】</b>
<b>情報通信システムの電源途絶に対する対応検討【再掲⇒3-3】【DX推進課】</b>
<b>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</b>
<b>生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>災害情報の収集・伝達体制の充実【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】</b>
<b>原子力災害に対する警戒体制を取るために必要な体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b>
<b>原子力災害に対する情報の収集・連絡体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b>
<b>原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、各担当課】</b>
<b>原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】</b>
<b>放送施設災害予防計画の推進【再掲⇒1-5】【危機管理課】</b>
<b>共聴施設の耐災害性強化【再掲⇒1-5】【DX推進課】</b>
<b>情報通信インフラの整備【再掲⇒1-5】【プロジェクト推進2課、危機管理課】</b>

観光客・旅行者・外国人等の安全確保【再掲⇒1-5】【観光振興課】
観光客等対策計画の推進【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、警防課】
情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【プロジェクト推進2課】
情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、沖縄県、国】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】

<b>4-3 高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備</b>
津波危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】
生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
津波危険に関する啓発【再掲⇒1-2】【危機管理課】
学校における災害時の児童生徒の安全確保【再掲⇒1-2】【学校教育課】
要配慮者利用施設(高齢者施設)の避難確保計画作成【再掲⇒1-4】【介護長寿課、障がい福祉課】
災害情報の収集・伝達体制の充実【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】
妊産婦・新生児等要援護者支援体制の構築【再掲⇒1-5】【子育て世代包括支援センター】
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-5】【福祉政策課】
各防災訓練の実施(福祉避難所開設訓練の実施)【再掲⇒1-5】【福祉政策課】
原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、各担当課】
原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】
通信施設災害予防計画の推進【再掲⇒1-5】【危機管理課】
放送施設災害予防計画の推進【再掲⇒1-5】【危機管理課】
共聴施設の耐災害性強化【再掲⇒1-5】【DX推進課】
情報通信インフラの整備【再掲⇒1-5】【プロジェクト推進2課、危機管理課】
観光客・旅行者・外国人等の安全確保【再掲⇒1-5】【観光振興課】
観光客等対策計画の推進【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、警防課】
情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【プロジェクト推進2課】

情報発信や案内看板等の多言語化【再掲⇒1-5】【観光振興課、危機管理課、沖縄県、国】
災害時の島しょ地域の情報収集【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】
総合防災訓練の実施【再掲⇒1-5】【危機管理課】
福祉避難所の指定・整備【再掲⇒2-1】【危機管理課、福祉政策課】
防災対策に係る土地利用の推進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
要配慮者の避難生活への支援【再掲⇒2-1】【福祉政策課】

## 目標5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

<b>5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下</b>
<b>都市防災力を高める防災技術・製品の実用化支援【商工労政課、沖縄県】</b>
都市防災力の向上と産業の活性化を図るため、自治体内中小企業者等が自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品・試作品の実用化等に向けた支援を実施する。
<b>リスク分散を重視した企業誘致等の推進【産業政策課、各事業者】</b>
経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点を県への移転、誘致に向けた取組を推進する。
<b>中小企業者への融資対策【商工労政課】</b>
災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。
<b>地震火災の予防の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築行政課】</b>
<b>無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】</b>
<b>水門等の効果的な管理運用【再掲⇒1-2】【維持管理課、農水産整備課】</b>
<b>液状化対策の実施【再掲⇒1-3】【建築行政課、危機管理課】</b>
<b>船舶の被害防止対策の推進【再掲⇒1-5】【維持管理課、農水産整備課、都市政策課】</b>
<b>交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】</b>
<b>復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】</b>
<b>台風接近に対する島しょ地域の孤立化等対策【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>島しょ地域支援の進出拠点の設置【再掲⇒2-1】【危機管理課、企画政策課、警防課】</b>
<b>島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】</b>
<b>島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】</b>
<b>島しょ地域の支援体制の整備【再掲⇒2-1】【警防課、危機管理課】</b>
<b>島しょ地域への輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【農水産整備課、危機管理課】</b>
<b>災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】</b>

災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等【再掲⇒3-2】【危機管理課】
企業防災の促進【再掲⇒3-2】【商工労政課、各事業者】

<b>5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</b>
<b>ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化【下水道課、維持管理課、沖縄電力】</b>
エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、電力については非常用発電設備の設置等による災害時のエネルギーの確保に取り組み、安定した電力供給ネットワークの構築に向けて民間事業者と連携を図る。さらに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。
<b>石油関連施設等における安全対策の推進【警防課、予防課、危機管理課】</b>
平安座地区石油コンビナート等特別防災区域の災害対策については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業所における災害予防計画の推進を図るものとする。
<b>再生可能エネルギーの導入拡大【産業政策課、環境課、沖縄県、国、沖縄電力】</b>
地域の特性を生かし、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギー等の自立分散型エネルギーの導入や石油等と比較して環境負荷の少ない液化天然ガス(LNG)の利用等を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進する。
<b>液化石油ガス施設等災害応急対策の推進【危機管理課、予防課、警防課】</b>
液化石油ガス販売事業所は、自ら供給している消費者等から事故発生 of 通報があったときは、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、市消防、警察に連絡するとともに、応急措置を行うものとする。
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】</b>
<b>電力施設災害予防計画の推進【再掲⇒4-1】【危機管理課、沖縄電力】</b>
<b>都市防災力を高める防災技術・製品の実用化支援【再掲⇒5-1】【商工労政課、沖縄県】</b>

<b>5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b>
<b>重要な産業施設等の安全対策等の強化【警防課、危機管理課、産業政策課】</b>
大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設等周辺に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する

<b>重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化【警防課、危機管理課、産業政策課】</b>
産業施設等で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、産業施設等の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携を図るなど防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。
<b>石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築【警防課、産業政策課】</b>
石油貯蔵施設が多く立地するエリアにおいて、企業連携型業務継続計画等の構築促進など、民間事業者の取組を強化する。
<b>危険物災害予防計画の推進【予防課】</b>
市消防は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、その都度、津波・地震災害予防上必要な指導を行う。
市消防は管理者が行う防災保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。
震災時において、防災活動拠点や避難所などの非常電源や活動車両等への円滑な燃料供給を図るため、市消防は、『震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(消防庁国民保護・防災部防災課長並びに消防庁危険物保安室長 平成 25 年 10 月 3 日 消防災第 364 号、消防危第 171 号)』に基づく運用体制を検討し、危険物取扱者等に対して周知を図るとともに、実施計画の策定指導に取り組むよう努めることとする。
<b>防火対象物・危険物施設への立入検査の実施【再掲⇒1-1】【予防課】</b>
<b>火災発生の未然防止【再掲⇒1-1】【予防課、警防課】</b>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】</b>
<b>火薬類保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】</b>
<b>高圧ガス保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課、危機管理課】</b>
<b>石油類の危険物施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】</b>
<b>毒物劇物保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】</b>
<b>復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】</b>
<b>石油関連施設等における安全対策の推進【再掲⇒5-2】【警防課、予防課、危機管理課】</b>

<b>5-4 食料等の安定供給の停滞</b>
<b>農業者への融資対策【農政課】</b>
<p>被災農業者に対して、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の金融制度による救済制度が設けられている。</p> <p>また、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。</p> <p>天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金(災害資金)や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。</p> <p>その他に、「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づき利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。</p>
<b>農産物応急対策の推進【農政課】</b>
<p>以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗対策</li> <li>・病虫害防除対策</li> </ul>
<b>農林水産物対策の推進【農政課、農水産整備課】</b>
<p>市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに対策を樹立し、県及び農協、漁協等と連携し、関係者に事後対策について助言・指導を行うものとする。</p>
<b>防災営農の確立【農政課】</b>
<p>農業に対する各種の災害を回避克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、市は県及び関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。</p> <p>市農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術、また試験研究機関による病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努めるものとする。</p>
<b>降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】</b>
<b>農地防災事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課】</b>
<b>災害時における食料配給の体制整備【再掲⇒2-1】【管財課、危機管理課】</b>
<b>災害時の炊出しによる食料配給の実施【再掲⇒2-1】【危機管理課、学校給食センター、警防課】</b>
<b>災害時の生活必需品物資等の調達【再掲⇒2-1】【危機管理課、商工労政課】</b>
<b>物資及び資機材の確保【再掲⇒2-1】【管財課、警防課、危機管理課、沖縄電力、うるま市社会福祉協議会】</b>
<b>輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【管財課、農水産整備課、産業政策課】</b>
<b>災害時における食料の供給【再掲⇒2-1】【危機管理課、産業政策課】</b>
<b>食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>災害時の救援物資の提供【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>被災者の保護・救援のための事前措置【再掲⇒2-1】【各担当課】</b>

島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
避難所の指定・整備【再掲⇒2-2】【危機管理課】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】

**目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

<b>6-1 電力供給ネットワーク【発電所・送配電設備】や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止</b>
無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保【再掲⇒2-5】【警防課、沖縄電力】
企業防災の促進【再掲⇒3-2】【商工労政課、各事業者】
電力施設災害予防計画の推進【再掲⇒4-1】【危機管理課、沖縄電力】
リスク分散を重視した企業誘致等の推進【再掲⇒5-1】【産業政策課、各事業者】
石油関連施設等における安全対策の推進【再掲⇒5-2】【警防課、予防課、危機管理課】
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒5-2】【産業政策課、環境課、沖縄県、国、沖縄電力】
液化石油ガス施設等災害応急対策の推進【再掲⇒5-2】【危機管理課、予防課、警防課】

<b>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶</b>
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課、維持管理課】
災害時における給水確保の推進【再掲⇒2-1】【危機管理課】
災害時対応訓練及び点検の実施【再掲⇒2-1】【水道総務課】
災害時における応急給水設備及び応急給水資機材の確保【再掲⇒2-1】【水道総務課、工務課】
災害時に備えた市民への飲料水備蓄協力の周知【再掲⇒2-1】【水道総務課】
災害時における給水確保の推進【再掲⇒2-1】【水道総務課、営業課、工務課】
災害時における応急給水体制の構築と各関係機関との連携強化【再掲⇒2-1】【水道総務課、営業課、工務課】
上水道施設の耐震性の強化【再掲⇒2-1】【工務課】
上水道施設災害応急対策の推進【再掲⇒2-1】【工務課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
消防水利の多様化【再掲⇒2-3】【警防課、危機管理課、教育施設課、公園整備課】

<b>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
<b>処理場・中継ポンプ場の耐震、耐津波対策【下水道課】</b>
令和6年度までに中継ポンプ場の耐震診断を行い、令和4年度策定予定のストックマネジメント計画と整合性を図り、計画的に耐震・耐津波対策を図る。
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-5】【下水道課】</b>
<b>災害時の汚水処理【再掲⇒2-6】【下水道課】</b>
<b>災害時のし尿の処理【再掲⇒2-6】【環境課、下水道課】</b>
<b>し尿処理施設の防災対策の強化【再掲⇒2-6】【環境課、下水道課】</b>
<b>汚水処理BCP計画策定や災害時の汚水処理の共同化(災害協定)などの拡充【再掲⇒2-6】【下水道課、水道総務課】</b>
<b>下水道の広域応援体制の整備【再掲⇒2-6】【下水道課、水道総務課】</b>
<b>下水道施設応急対策の推進【再掲⇒2-6】【下水道課】</b>
<b>合併処理浄化槽への転換促進【再掲⇒2-6】【下水道課】</b>
<b>農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【再掲⇒2-6】【下水道課、農水産整備課】</b>
<b>農業集落排水処理施設の防災対策の強化【再掲⇒2-6】【下水道課、農水産整備課】</b>

<b>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</b>
<b>治山事業の推進【農政課】</b>
県は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施することとされており、市は必要に応じて、県に協力する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林の浸食防止及び強化</li> <li>・森林の水源かん養機能の強化</li> <li>・山地災害危険地対策</li> <li>・生活環境保全林の整備強化</li> </ul>
<b>緊急輸送道路の代替路構築【都市政策課】</b>
高速交通体系の構築に向け、沖縄自動車道などのハシゴ道路ネットワークをつなぐ東西方向の連絡道路として、中部東道路の早期事業化ならびに整備推進を図る。
<b>都市交通体系の整備【都市政策課】</b>
災害に強く、安心、安全で快適な暮らしを支える交通体系の構築や、慢性的な渋滞緩和のため過度に自動車に依存しすぎない交通ネットワークを構築するため、公共交通を活用して誰もが便利に移動できる環境づくりを推進する。
<b>ブロック塀対策【再掲⇒1-1】【危機管理課、維持管理課、建築行政課、教育施設課】</b>
<b>無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】</b>

津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】
陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】
流木災害対策の推進【再掲⇒1-4】【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】
災害に強い路網整備の推進【再掲⇒1-4】【環境課、危機管理課、維持管理課】
交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
狭あい道路の拡張整備【再掲⇒2-2】【都市政策課、道路整備課、建築行政課】
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化【再掲⇒2-2】【建築行政課、沖縄県、国】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
道路施設の整備【再掲⇒2-2】【危機管理課、維持管理課】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-3】【道路整備課、維持管理課、警防課】
交通機関応急対策計画の推進【再掲⇒2-4】【都市政策課、農水産整備課、維持管理課】
路線バス等地域公共交通の確保【再掲⇒2-4】【都市政策課、危機管理課、沖縄県、国、各事業者】
下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-5】【下水道課】
震災廃棄物の処理における処分地の確保【再掲⇒2-5】【環境課、危機管理課、沖縄県】
道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等【再掲⇒3-2】【危機管理課】

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

<b>7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</b>
公共施設の耐震化の確保【再掲⇒1-1】【各担当課】
高齢者施設(民間)の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【介護長寿課】
災害教訓の伝承【再掲⇒1-1】【文化財課】
地震火災の予防の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築行政課】
住宅用火災警報器の普及啓発【再掲⇒1-1】【予防課】
ブロック塀対策【再掲⇒1-1】【危機管理課、維持管理課、建築行政課、教育施設課】
防火対象物・危険物施設への立入検査の実施【再掲⇒1-1】【予防課】
防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】
無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】
火災発生の未然防止【再掲⇒1-1】【予防課、警防課】
公共建築物の耐風及び耐火対策【再掲⇒1-1】【市民協働課、観光振興課、教育施設課、建築工事課】
公共建築物の耐風及び耐火対策【再掲⇒1-1】【プロジェクト推進2課】
公共建築物の定期点検及び定期検査【再掲⇒1-1】【危機管理課、市民協働課、観光振興課、教育施設課、都市政策課、生涯学習文化振興センター、維持管理課】
公共建築物の定期点検及び定期検査【再掲⇒1-1】【プロジェクト推進2課】
公共施設の耐震化の確保(市庁舎)【再掲⇒1-1】【管財課】
住宅・建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【建築行政課】
生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課、建築行政課】
感震ブレーカーの設置促進【再掲⇒1-1】【危機管理課】
不燃、耐風耐震性建築物の促進対策【再掲⇒1-1】【建築行政課、維持管理課】
防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】
林野火災対策計画の推進【再掲⇒1-1】【農政課、警防課】
公営住宅の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
空き家対策の推進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
防災対策に係る土地利用の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、企画政策課、危機管理課】
火薬類災害予防計画の推進【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課】
都市基盤施設の防災対策に係る整備【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、農水産整備課、危機管理課】

建築物等災害予防における市街地再開発対策【再掲⇒1-1】【都市政策課】
火薬類保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
高圧ガス保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課、危機管理課】
石油類の危険物施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
毒物劇物保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
防災対策に係る土地利用の推進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化【再掲⇒2-2】【建築行政課、沖縄県、国】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
道路施設の整備【再掲⇒2-2】【危機管理課、維持管理課】
救出救助用資機材の確保体制の充実【再掲⇒2-3】【商工労政課、危機管理課】
石油関連施設等における安全対策の推進【再掲⇒5-2】【警防課、予防課、危機管理課】

<b>7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生</b>
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】
漁船避難ルールづくりの促進【再掲⇒1-2】【農水産整備課、沖縄県、漁業協同組合】
津波災害に備えた避難道路の整備【再掲⇒1-2】【都市政策課、道路整備課、危機管理課】
津波危険に関する啓発【再掲⇒1-2】【危機管理課】
津波危険区域の指定【再掲⇒1-2】【危機管理課】
海岸保全施設対策【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課】
船舶の被害防止対策の推進【再掲⇒1-5】【維持管理課、農水産整備課、都市政策課】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
重要な産業施設等の安全対策等の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築【再掲⇒5-3】【警防課、産業政策課】

<b>7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</b>
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】
水門等の効果的な管理運用【再掲⇒1-2】【維持管理課、農水産整備課】
雨水幹線による浸水被害の軽減【再掲⇒1-3】【下水道課】
急傾斜地における安全な宅地開発【再掲⇒1-3】【都市政策課、建築行政課】
洪水ハザードマップの作成【再掲⇒1-3】【都市政策課、危機管理課】
河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課、維持管理課】
高潮、波浪等の対策防災施設の整備【再掲⇒1-3】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】
老朽ため池等整備事業の推進【再掲⇒1-3】【農水産整備課】
砂防事業の推進【再掲⇒1-4】【都市政策課、危機管理課、建築行政課】
盛土造成地等の対策【再掲⇒1-4】【建築行政課、危機管理課】
地すべり対策事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
土砂崩落防止事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、農政課、危機管理課】
農地保全整備事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
農地防災事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課】
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
消防水利の多様化【再掲⇒2-3】【警防課、危機管理課、教育施設課、公園整備課】
災害時の清潔状態の保持【再掲⇒2-6】【プロジェクト推進2課】
災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実【再掲⇒3-3】【管財課、危機管理課】
代替庁舎の確保【再掲⇒3-3】【管財課】

<b>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</b>
住宅・建築物のアスベスト対策の促進【建築行政課、危機管理課】
吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

<p><b>毒物劇物災害予防計画の推進【危機管理課】</b></p> <p>地震・津波災害時に毒物劇物が流出または散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物及び劇物の取扱状況等の把握</li> <li>・毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定</li> <li>・耐震等の定期点検及び補修の実施</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・災害対策組織の確立</li> </ul>
<p><b>有害化学物質等漏出災害予防計画の推進【環境課、危機管理課】</b></p> <p>事業所においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。</p>
<p><b>震災廃棄物の処理における環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理【環境課、危機管理課】</b></p> <p>障害物の除去にあたっては、有害物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省及びその他関係機関と連携して行う。</p>
<p><b>復興におけるがれき処理【環境課、危機管理課】</b></p> <p>市、県及び関係機関は、災害によるがれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。</p>
<p><b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b></p>
<p><b>火薬類災害予防計画の推進【再掲⇒1-1】【危機管理課、警防課】</b></p>
<p><b>原子力災害に対する警戒体制を取るために必要な体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b></p>
<p><b>原子力災害に対する情報の収集・連絡体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課、警防課】</b></p>
<p><b>原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、各担当課】</b></p>
<p><b>放射能影響の早期把握のための活動【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】</b></p>
<p><b>火薬類保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】</b></p>
<p><b>高圧ガス保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課、危機管理課】</b></p>
<p><b>石油類の危険物施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】</b></p>

毒物劇物保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実【再掲⇒1-6】【警防課、危機管理課】
米軍との相互応援体制の整備【再掲⇒1-6】【危機管理課】
石油関連施設等における安全対策の推進【再掲⇒5-2】【警防課、予防課、危機管理課】
重要な産業施設等の安全対策等の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築【再掲⇒5-3】【警防課、産業政策課】
危険物災害予防計画の推進【再掲⇒5-3】【予防課】

<b>7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b>
林野火災対策計画の推進【再掲⇒1-1】【農政課、警防課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
雨水幹線による浸水被害の軽減【再掲⇒1-3】【下水道課】
急傾斜地における安全な宅地開発【再掲⇒1-3】【都市政策課、建築行政課】
洪水ハザードマップの作成【再掲⇒1-3】【都市政策課、危機管理課】
河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課、維持管理課】
高潮、波浪等の対策防災施設の整備【再掲⇒1-3】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】
老朽ため池等整備事業の推進【再掲⇒1-3】【農水産整備課】
砂防事業の推進【再掲⇒1-4】【都市政策課、危機管理課、建築行政課】
盛土造成地等の対策【再掲⇒1-4】【建築行政課、危機管理課】
地すべり対策事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
土砂崩落防止事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、農政課、危機管理課】
流木災害対策の推進【再掲⇒1-4】【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】
農地保全整備事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】
災害に強い路網整備の推進【再掲⇒1-4】【環境課、危機管理課、維持管理課】
農地防災事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課】
出火防止対策【再掲⇒1-5】【農政課】
林野火災対策の推進【再掲⇒1-5】【警防課、農政課】
林野火災対策用資機材の整備と操法訓練【再掲⇒1-5】【警防課】
合併処理浄化槽への転換促進【再掲⇒2-6】【下水道課】
農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【再掲⇒2-6】【下水道課、農水産整備課】

農業集落排水処理施設の防災対策の強化【再掲⇒2-6】【下水道課、農水産整備課】
農業者への融資対策【再掲⇒5-4】【農政課】
農産物応急対策の推進【再掲⇒5-4】【農政課】
農林水産物対策の推進【再掲⇒5-4】【農政課、農水産整備課】
防災営農の確立【再掲⇒5-4】【農政課】
治山事業の推進【再掲⇒6-4】【農政課】
毒物劇物災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【危機管理課】
有害化学物質等漏出災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】

<b>7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</b>
<b>原子力災害に対する風評被害等の影響の軽減【危機管理課、農政課、産業政策課、商工労政課、環境課】</b>
<p>市は、国及び県と連携し、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質に汚染された又は汚染された可能性のある農林水産物及びその区域の土壌、水質等の汚染調査を行い、汚染が無いことが確認された場合は、一刻も早く安全宣言を行う。</li> <li>・汚染調査の結果、汚染が認められない農林水産物、食料品、工業製品、工芸品その他の物品等について、申請により安全証明書等を発行する。</li> <li>・早期に風評対策窓口を設け、相談を受け速やかに風評被害の対策を行う。</li> <li>・原子力災害が発生した場合、原子力損害賠償に関する救済措置や請求等の手続きを促すため、市民や市内農林水産事業者等へ速やかに関連情報を周知する。</li> </ul>
<b>広報広聴体制の充実【秘書広報課、危機管理課】</b>
<p>被災地での流言飛語による二次災害を防止するための情報(対策の進捗状況、救援物資について)のお願い、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。</p> <p>そこで、以下の体制を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスルームの整備</li> <li>・災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催</li> <li>・インターネットを通じた情報発信に関する検討</li> <li>・手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ</li> </ul>
<b>感染症対策の推進【再掲⇒2-6】【子育て世代包括支援センター、健康支援課、危機管理課、沖縄県】</b>
<b>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【再掲⇒2-6】【危機管理課、健康支援課、子育て世代包括支援センター、障がい福祉課】</b>

避難所における感染症対策の推進【再掲⇒2-6】【子育て世代包括支援センター、健康支援課、危機管理課】
震災廃棄物の処理における環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】
復興におけるがれき処理【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】

7-7 災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生
米軍との相互応援体制の整備【再掲⇒1-6】【危機管理課】

## 目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<b>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>震災廃棄物の処理におけるリサイクルの徹底【環境課、危機管理課、沖縄県】</b> がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>高潮、波浪等の対策防災施設の整備【再掲⇒1-3】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】</b>
<b>降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】</b>
<b>老朽ため池等整備事業の推進【再掲⇒1-3】【農水産整備課】</b>
<b>砂防事業の推進【再掲⇒1-4】【都市政策課、危機管理課、建築行政課】</b>
<b>盛土造成地等の対策【再掲⇒1-4】【建築行政課、危機管理課】</b>
<b>地すべり対策事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】</b>
<b>流木災害対策の推進【再掲⇒1-4】【危機管理課、維持管理課、沖縄県、国】</b>
<b>農地保全整備事業の推進【再掲⇒1-4】【農水産整備課、危機管理課】</b>
<b>船舶の被害防止対策の推進【再掲⇒1-5】【維持管理課、農水産整備課、都市政策課】</b>
<b>出火防止対策【再掲⇒1-5】【農政課】</b>
<b>原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実【再掲⇒1-6】【警防課、危機管理課】</b>
<b>災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】</b>
<b>道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】</b>
<b>復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】</b>
<b>災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】</b>
<b>災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】</b>
<b>震災廃棄物の処理における処分地の確保【再掲⇒2-5】【環境課、危機管理課、沖縄県】</b>
<b>道路の応急復旧体制の確保【再掲⇒2-5】【維持管理課】</b>
<b>道路啓開用資機材の整備【再掲⇒2-5】【維持管理課】</b>
<b>毒物劇物災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【危機管理課】</b>
<b>有害化学物質等漏出災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】</b>
<b>震災廃棄物の処理における環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】</b>
<b>復興におけるがれき処理【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】</b>

<b>8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>災害ボランティアの活動への支援【危機管理課、うるま市社会福祉協議会】</b>
市及び市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所の提供</li> <li>・設備機器の提供</li> <li>・情報の提供</li> <li>・ボランティア保険の金銭面の支援</li> <li>・ボランティアに対する支援物資の募集</li> <li>・災害対応マニュアルの継続的な見直し</li> </ul>
<b>南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】</b>
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-5】【危機管理課】</b>
<b>応援体制の強化【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】</b>
<b>道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】</b>
<b>災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】</b>
<b>道路の応急復旧体制の確保【再掲⇒2-5】【維持管理課】</b>

<b>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>災害時の文化財の保護【文化財課】</b>
県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災施設の整備を支援する。 文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。
<b>災害時における応急教育の実施【学校教育課、教育施設課、学務課】</b>
災害時に市は、以下の対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の確保⇒教育施設課</li> <li>・教育職員の確保⇒学校教育課</li> <li>・教科書、教材及び学用品の支給⇒学務課</li> </ul>
<b>災害時の保育活動の実施【保育幼稚園課】</b>
災害時に市は、以下の対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児等の安全確保</li> <li>・保護者への引き渡し</li> <li>・在宅時における園児の安否確認</li> <li>・保育の早期再開</li> </ul>

<p><b>災害時の保育活動の実施(学童クラブ等)【こども政策課】</b></p> <p>災害時に市は、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の安全確保</li> <li>・保護者への引き渡し</li> <li>・在宅時における児童の安否確認</li> <li>・保育の早期再開</li> </ul>
<p><b>母子寡婦福祉資金貸付の実施【児童家庭課】</b></p> <p>市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。市で取りまとめ、県に申請する。</p>
<p><b>災害時の応急仮設住宅の建設【建築工事課】</b></p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。</p> <p>また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めるときは、市が実施する。</p>
<p><b>住宅の復旧【危機管理課、維持管理課】</b></p> <p>以下の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害住宅融資の実施</li> <li>・災害公営住宅の建設</li> </ul>
<p><b>災害時の公営住宅の活用【維持管理課】</b></p> <p>市は、市営住宅の指定管理者と連携を図り、空室状況の把握に努め、応急仮設住宅として活用するものとする。</p> <p>また、県営住宅の活用についても、県に要請するものとする。</p>
<p><b>公共施設の耐震化の確保【再掲⇒1-1】【各担当課】</b></p>
<p><b>高齢者施設(民間)の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【介護長寿課】</b></p>
<p><b>災害教訓の伝承【再掲⇒1-1】【文化財課】</b></p>
<p><b>地震火災の予防の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築行政課】</b></p>
<p><b>住宅用火災警報器の普及啓発【再掲⇒1-1】【予防課】</b></p>
<p><b>防火対象物・危険物施設への立入検査の実施【再掲⇒1-1】【予防課】</b></p>
<p><b>防災拠点の整備に関する検討会【再掲⇒1-1】【都市政策課、危機管理課、市民協働課】</b></p>
<p><b>学校の耐震化【再掲⇒1-1】【教育施設課、建築工事課】</b></p>
<p><b>公共建築物の耐風及び耐火対策【再掲⇒1-1】【市民協働課、観光振興課、教育施設課、建築工事課】</b></p>
<p><b>公共建築物の耐風及び耐火対策【再掲⇒1-1】【プロジェクト推進2課】</b></p>
<p><b>公共建築物の定期点検及び定期検査【再掲⇒1-1】【危機管理課、市民協働課、観光振興課、教育施設課、都市政策課、生涯学習文化振興センター、維持管理課】</b></p>

公共建築物の定期点検及び定期検査【再掲⇒1-1】【プロジェクト推進2課】
公共施設の耐震化の確保(市庁舎)【再掲⇒1-1】【管財課】
市民の防災意識の向上【再掲⇒1-1】【危機管理課、秘書広報課】
住宅・建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【建築行政課】
不燃、耐風耐震性建築物の促進対策【再掲⇒1-1】【建築行政課、維持管理課】
防災教育の推進【再掲⇒1-1】【危機管理課】
公営住宅の耐震化の促進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
空き家対策の推進【再掲⇒1-1】【維持管理課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
都市基盤施設の防災対策に係る整備【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、農水産整備課、危機管理課】
津波避難所の指定要件及び整備【再掲⇒1-2】【危機管理課】
台風災害事前対策の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課】
原子力災害に対する要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備【再掲⇒1-5】【危機管理課、各担当課】
原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発【再掲⇒1-5】【危機管理課、環境課】
被災者の保護・救援のための事前措置【再掲⇒2-1】【各担当課】
被災者の保護・救援のための事前措置(避難行動要支援者)【再掲⇒2-1】【福祉政策課】
社会教育施設等の対策【再掲⇒2-1】【教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、生涯学習文化振興センター、図書館、給食センター】
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【危機管理課、健康支援課、建築工事課、沖縄電力】
災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
島しょ地域支援の進出拠点の設置【再掲⇒2-1】【危機管理課、企画政策課、警防課】
要配慮者の避難生活への支援【再掲⇒2-1】【福祉政策課】
避難所の指定・整備【再掲⇒2-2】【危機管理課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
消防職員等の充実【再掲⇒2-3】【消防総務課、警防課】
地域防災訓練等の促進【再掲⇒2-3】【危機管理課、警防課、中部地区医師会】
犬等及び危険動物の保護・収容【再掲⇒2-6】【環境課】

災害時の清潔状態の保持【再掲⇒2-6】【危機管理課、子育て世代包括支援センター、各担当課】
災害時の良好な衛生状態の保持【再掲⇒2-6】【危機管理課】
災害時の保健活動【再掲⇒2-6】【危機管理課、健康支援課、保健師配置の各担当課】
災害時の食生活への指導・助言等【再掲⇒2-6】【健康支援課】
自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【再掲⇒2-6】【危機管理課、健康支援課、子育て世代包括支援センター、障がい福祉課】
避難所における感染症対策の推進【再掲⇒2-6】【子育て世代包括支援センター、健康支援課、危機管理課】
り災児童・生徒の保健管理【再掲⇒2-6】【教育支援センター、学校教育課】
災害時のペットへの対応【再掲⇒2-6】【環境課、危機管理課】
防犯カメラの設置【再掲⇒3-1】【プロジェクト推進2課】
被災者台帳の作成【再掲⇒3-3】【危機管理課】
災害ボランティアの活動への支援【再掲⇒8-2】【危機管理課、うるま市社会福祉協議会】

<b>8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
地震火災の予防の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築行政課】
無電柱化の推進【再掲⇒1-1】【都市政策課、道路整備課、公園整備課】
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
建築物等災害予防における市街地再開発対策【再掲⇒1-1】【都市政策課】
陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】
海岸保全施設対策【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課】
降雨等による水害・土砂災害の防止【再掲⇒1-3】【危機管理課、都市政策課、沖縄県】
液状化対策の実施【再掲⇒1-3】【建築行政課、危機管理課】
火薬類保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
高圧ガス保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課、危機管理課】
石油類の危険物施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
毒物劇物保管施設の応急対策【再掲⇒1-5】【警防課】
出火防止対策【再掲⇒1-5】【農政課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【プロジェクト推進2課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】

島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
道路施設の整備【再掲⇒2-2】【危機管理課、維持管理課】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-3】【道路整備課、維持管理課、警防課】
路線バス等地域公共交通の確保【再掲⇒2-4】【都市政策課、危機管理課、沖縄県、国、各事業者】
下水道施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備【再掲⇒2-5】【下水道課】
道路啓開用資機材の整備【再掲⇒2-5】【維持管理課】
下水道施設応急対策の推進【再掲⇒2-6】【下水道課】
中小企業者への融資対策【再掲⇒5-1】【商工労政課】
ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化【再掲⇒5-2】【下水道課、維持管理課、沖縄電力】
石油関連施設等における安全対策の推進【再掲⇒5-2】【警防課、予防課、危機管理課】
液化石油ガス施設等災害応急対策の推進【再掲⇒5-2】【危機管理課、予防課、警防課】
重要な産業施設等の安全対策等の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲⇒5-3】【警防課、危機管理課、産業政策課】
石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築【再掲⇒5-3】【警防課、産業政策課】
危険物災害予防計画の推進【再掲⇒5-3】【予防課】
処理場・中継ポンプ場の耐震、耐津波対策【再掲⇒6-3】【下水道課】
毒物劇物災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【危機管理課】
有害化学物質等漏出災害予防計画の推進【再掲⇒7-4】【環境課、危機管理課】
災害時の応急仮設住宅の建設【再掲⇒8-3】【建築工事課】
住宅の復旧【再掲⇒8-3】【危機管理課、維持管理課】
災害時の公営住宅の活用【再掲⇒8-3】【維持管理課】

<b>8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
津波に強いまちの形成【再掲⇒1-2】【危機管理課、産業政策課、維持管理課】
急傾斜地における安全な宅地開発【再掲⇒1-3】【都市政策課、建築行政課】
洪水ハザードマップの作成【再掲⇒1-3】【都市政策課、危機管理課】
河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業の推進【再掲⇒1-3】【危機管理課、維持管理課】
高潮、波浪等の対策防災施設の整備【再掲⇒1-3】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
液状化対策の実施【再掲⇒1-3】【建築行政課、危機管理課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】

## 目標9 孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する

9-1 離島のインフラ損壊による孤立地域の発生
南海トラフ地震防災対策推進計画の策定【再掲⇒1-1】【危機管理課】
陸間の削減及び遠隔制御システムの導入【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課、沖縄県】
海岸保全施設対策【再掲⇒1-2】【危機管理課、維持管理課】
液状化対策の実施【再掲⇒1-3】【建築行政課、危機管理課】
災害時の島しょ地域の情報収集【再掲⇒1-5】【危機管理課、警防課】
総合防災訓練の実施【再掲⇒1-5】【危機管理課】
交通確保・緊急輸送体制の充実【再掲⇒2-1】【危機管理課】
道路網の整備【再掲⇒2-1】【都市政策課、危機管理課】
復興における防災まちづくり【再掲⇒2-1】【企画政策課、都市政策課、道路整備課、公園整備課、建築工事課、危機管理課】
ヘリポート整備の検討【再掲⇒2-1】【危機管理課】
台風接近に対する島しょ地域の孤立化等対策【再掲⇒2-1】【危機管理課】
島しょ地域支援の進出拠点の設置【再掲⇒2-1】【危機管理課、企画政策課、警防課】
島しょ地域における孤立化等に強い施設整備【再掲⇒2-1】【道路整備課、農水産整備課、危機管理課、維持管理課】
島しょ地域における地震・津波災害応急対策活動の準備【再掲⇒2-1】【危機管理課、警防課】
島しょ地域の支援体制の整備【再掲⇒2-1】【警防課、危機管理課】
島しょ地域への輸送手段の確保【再掲⇒2-1】【農水産整備課、危機管理課】
災害対応に不可欠な建設業との連携【再掲⇒2-2】【警防課、危機管理課、各事業者】
災害時の障害物の除去【再掲⇒2-2】【農水産整備課、危機管理課、維持管理課、沖縄県、中城海上保安部、各事業者】
道路施設の整備【再掲⇒2-2】【危機管理課、維持管理課】
港湾・漁港の整備【再掲⇒2-2】【農水産整備課】
島しょ地域における孤立化等に強い人づくり【再掲⇒2-2】【危機管理課、警防課、うるま市社会福祉協議会】
緊急輸送道路ネットワークの形成【再掲⇒2-3】【道路整備課、維持管理課、警防課】
ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化【再掲⇒5-2】【下水道課、維持管理課、沖縄電力】
危険物災害予防計画の推進【再掲⇒5-3】【予防課】

## 第5章 計画の推進

本計画は、以下に示す方針のもと進捗管理、見直しを実施しながら、着実に推進していく。

### 第1節 計画の推進

計画の推進に当たっては、全庁横断的に取り組むとともに、国や県、その他の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民の総力を結集し、一丸となって推進していく必要がある。平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の推進に努める。

本計画は、市の施策の中で国土強靱化の観点から重要なものを整理したものである。従って、計画に記載のある全ての施策を重点化の対象と位置付け、推進していく。

### 第2節 進捗管理

進捗管理に当たっては、重要業績指標等に基づき施策の進捗把握に努める。本計画の推進方針に基づき実施する個別の事業については、事業の進捗や事業化の状況を踏まえ、適切な進捗管理を行う。

強靱化の具体的な取組については、地域防災計画等の当該取組が位置付けられた分野別計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

### 第3節 計画の見直し

社会情勢の変化や新たな大規模自然災害の発生、国や県の動向、市に多大な影響を及ぼす被害想定の変更、総合計画をはじめとする各種計画や施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針となるため、他の計画の見直し及び修正等において、本計画と整合を図る。